（仮称）姫路市新美化センター整備運営事業要求水準書の質問回答（焼却施設）

番号	施設	大項目	中項目	小項目	頁	内容	回答
1	焼却施設	第１部 一般事項 第１章　計画概要 第2節　民間事業者の業務範囲	2.１　焼却施設の設計・施工に係る業務		6	焼却施設内で使用する什器備品、車両等の設置に関する記載がありませんが、建設請負事業者の業務範囲外と理解してよろしいでしょうか。	建設請負事業者の業務範囲とします。
2	焼却施設	第１部 一般事項 第１章　計画概要 第2節　民間事業者の業務範囲	2.２　焼却施設の運営に係る業務	(1)処理対象物の受入れ	6	「破砕可燃物」の再資源化施設から受入場所への車両による搬入は、貴市が実施されるものと解釈してよろしいでしょうか。	詳細は募集要項に示します。
3	焼却施設	第１部 一般事項 第１章　計画概要 第2節　民間事業者の業務範囲	2.２　焼却施設の運営に係る業務	(1)処理対象物の受入れ	6	運営事業者が焼却施設の運営業務を行うにあたり、一般廃棄物処分業の許可が必要とされるでしょうか。	2006年1月31日付の実施方針回答をご参照下さい。
4	焼却施設	第１部 一般事項 第１章　計画概要 第2節　民間事業者の業務範囲	2.２　焼却施設の運営に係る業務	(1)処理対象物の受入れ	6	「処理不適物」を貯留する設備に関する貯留可能量等の要件を具体的にご教示ください。	詳細は募集要項に示します。
5	焼却施設	第１部 一般事項 第１章　計画概要 第2節　民間事業者の業務範囲	2.２　焼却施設の運営に係る業務	(3)エネルギーの有効利用	6	運営事業者は電力会社等に売電する単価を自ら決定することができると理解してよろしいでしょうか。	2006年1月31日付の実施方針回答をご参照下さい。
6	焼却施設	第１部 一般事項 第１章　計画概要 第2節　民間事業者の業務範囲	2.２　焼却施設の運営に係る業務	(3)エネルギーの有効利用	6	運営事業者は電力会社等への売電に関して電気事業法等に関する許認可等を得る必要があるでしょうか。	2006年1月31日付の実施方針回答をご参照下さい。
7	焼却施設	第１部 一般事項 第１章　計画概要 第2節　民間事業者の業務範囲	2.２　焼却施設の運営に係る業務	(3)エネルギーの有効利用	6	電力の利用に関する提案内容及び発電量の多少についても事業者選定の際の評価項目に含まれるのでしょうか。	2006年1月31日付の実施方針回答をご参照下さい。
8	焼却施設	第１部 一般事項 第１章　計画概要 第2節　民間事業者の業務範囲	2.２　焼却施設の運営に係る業務	(3)エネルギーの有効利用	6	一体的に整備する再資源化施設等とは「再資源化施設及び周辺施設」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	焼却施設	第１部 一般事項 第１章　計画概要 第2節　民間事業者の業務範囲	2.２　焼却施設の運営に係る業務	(4)副生成物の貯留及び処理	6	「系外で処理する必要のある廃棄物」について、貴市が処分することが予め運営委託契約で定められた飛灰及び溶融不適物等の量を超過した場合に、1tにつき8千円の委託費の減額が行われると理解してよろしいでしょうか。また、飛灰及び溶融不適物等の超過が運営事業者の責に帰すべき事由によるものでない場合には委託費の減額は行われないと理解してよろしいでしょうか。	2006年1月31日付の実施方針回答をご参照下さい。
10	焼却施設	第１部 一般事項 第１章　計画概要 第2節　民間事業者の業務範囲	2.２　焼却施設の運営に係る業務	(4)副生成物の貯留及び処理	6	委託費が減額される場合、減額の対象となるのは運営委託費のみとの理解でよろしいでしょうか。	2006年1月31日付の実施方針回答をご参照下さい。
11	焼却施設	第１部 一般事項 第１章　計画概要 第2節　民間事業者の業務範囲	2.２　焼却施設の運営に係る業務	(4)副生成物の貯留及び処理	6	1tにつき8千円の根拠をご教示ください。	2006年1月31日付の実施方針回答をご参照下さい。
12	焼却施設	第１部 一般事項 第１章　計画概要 第2節　民間事業者の業務範囲	2.1焼却施設の設計・施工に係る業務		6	「極力，地元企業へ工事の発注を行うものとする」と記載されておりますが,施工能力，品質,納期面のみならず、経済性も考慮のうえ,最適な企業へ建設請負事業者が発注することと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	焼却施設	第１部 一般事項 第１章　計画概要 第2節　民間事業者の業務範囲	2.２　焼却施設の運営に係る業務	(2)処理対象物の適正処理	6	緊急時に焼却灰・飛灰等を溶融しないで排出する際に市にて処分頂くことは可能でしょうか。	2006年1月31日付の実施方針回答をご参照下さい。
14	焼却施設	第１部 一般事項 第１章　計画概要 第2節　民間事業者の業務範囲	2.２　焼却施設の運営に係る業務	(3)エネルギーの有効利用	6	運営事業者が余熱使用施設に供給する蒸気又は温水や再資源化施設等へ供給する電力は，その施設を管理する市の運営面で省エネを促進する為にも，その対価を有償にすることは可能でしょうか。	2006年1月31日付の実施方針回答をご参照下さい。
15	焼却施設	第１部 一般事項 第１章　計画概要 第2節　民間事業者の業務範囲	2.２　焼却施設の運営に係る業務	(4)副生成物の貯留及び処理	6	「第1部第2章3.6」と記載頂いている箇所は,「第1部第3章3.6」の誤りと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	焼却施設	第１部 一般事項 第１章　計画概要 第2節　民間事業者の業務範囲	2.２　焼却施設の運営に係る業務	(4)副生成物の貯留及び処理	6	「系外で処理する必要のある一般廃棄物等」とは，集じん器，ボイラーおよびその他排ガス処理系統に付着・たい積した灰（飛灰）及び溶融不適物などのことで，一般廃棄物を焼却後，及び溶融処理後に生成される物質（溶融飛灰）と理解して宜しいでしょうか？ 尚，「系外で処理する必要のある一般廃棄物等」には，受入れ時に排除された処理不適物は該当しないものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

（仮称）姫路市新美化センター整備運営事業要求水準書の質問回答（焼却施設）

番号	施設	大項目	中項目	小項目	頁	内容	回答
17	焼却施設	第１部 一般事項 第１章　計画概要 第2節　民間事業者の業務範囲	2.2　焼却施設の運営に係る業務	(4)副生成物の貯留及び処理	6	「1tにつき8千円」との記載ありますが，この単価の根拠についてご教示願います。また，本単価には焼却施設からの運搬費も含まれているものと理解して宜しいでしょうか。	2006年1月31日付の実施方針回答をご参照下さい。
18	焼却施設	第１部 一般事項 第１章　計画概要 第2節　民間事業者の業務範囲	2.2　焼却施設の運営に係る業務	(4)副生成物の貯留及び処理	6	スラグを有効利用できない場合で，1.3.3.6に規定されているスラグの性状を満たさない場合においても1tにつき8千円の委託費の減額をもって，市の責任において処分頂けるものと理解して宜しいでしょうか。	有効利用の有無に関わらず、基準は遵守してください。
19	焼却施設	第１部 一般事項 第１章　計画概要 第2節　民間事業者の業務範囲	2.2　焼却施設の運営に係る業務	(2)処理対象物の適正処理	6	飛灰の定義がありますが、集じん灰とガス冷却設備の付着灰は性状が異なるため、飛灰を集じん灰と読み替え、ガス冷却設備の付着・堆積灰はガス冷灰として、集じん灰と異なる処理を行ってよろしいですか。	事業者の提案によります。
20	焼却施設	第１部 一般事項 第１章　計画概要 第2節　民間事業者の業務範囲	2.2　焼却施設の運営に係る業務	(4)副生成物の貯留及び処理	6	「副生成物を、焼却施設において必要な容量の貯留設備を備えた上で」とありますが、有効利用のためのスラグのストックヤードを敷地内に設けてよろしいですか。58～59頁では、スラグの試験結果が不満足な場合、前回の検査時点以降のスラグの再処理が必要となっており、年2回の検査頻度から考えて、最低でも7ヶ月分のスラグヤードが必要となります（2回連続で検査が合格しないと出荷できない）。	事業者の提案によります。
21	焼却施設	第１部 一般事項 第１章　計画概要 第2節　民間事業者の業務範囲	2.2　焼却施設の運営に係る業務	(4)副生成物の貯留及び処理	6	「系外で処理する必要のある廃棄物」とは副生成物に限定され、処理不適物や補修時の残材等は含まれないと解釈してよろしいですか。	処理不適物は市が引き取りますが、補修時の残材は事業者にて処分することとします。
22	焼却施設	第１部 一般事項 第１章　計画概要 第2節　民間事業者の業務範囲	2.1焼却施設の設計・施工に係る業務		6	開発許可申請・計画通知等に関して、当該地域において特別に必要な手続き等がある場合には、ご教示お願いいたします。	現時点で特別に必要な手続きはありません。
23	焼却施設	第1部　一般事項 第2章　事業用地の概要 第1節　事業用地の概要	1.4 ユーティリティ条件	(4)工業用水	10	「事業用地すべてにかかる工業用水の使用量および供給管の維持管理費を支払うもの」と有りますが，焼却施設以外の施設・用地内での使用量に関しては，契約時に条件を取り決めるものと考えてよろしいですか。	契約書で示します。状況により運営委託費の見直しを行います。
24	焼却施設	第1部　一般事項 第1章　計画概要 第2節　民間事業者の業務範囲	2.2　焼却施設の運営に係る業務	(1)処理対象物の受入れ	6	「運営事業者の指定する受入場所への搬入までは市の責任で行なうものとし・・・」とあります。8頁　3.3　焼却施設の運営に係る業務　(1)処理対象物の搬入　に「計量時対応」を追記いただき、計量時の対応は市の業務範囲であることを明記いただけますでしょうか。	計量の対応については市で行います。
25	焼却施設	第1部　一般事項 第1章　計画概要 第2節　民間事業者の業務範囲	2.2　焼却施設の運営に係る業務	(3)エネルギーの有効利用	6	発電等は、経済的なメリットを考慮する場合、ごみ質が大きく影響いたします。ごみ質を想定する上で、ごみ質に関するデータ（過去のごみ質など）をご教示いただけますでしょうか。	計画ごみ質については、過去のごみ質から想定をしています。
26	焼却施設	第1部　一般事項 第1章　計画概要 第2節　民間事業者の業務範囲	2.2　焼却施設の運営に係る業務	(4)副生成物の貯留及び処理	6	「系外で処理する必要のある廃棄物」として有効利用できない「メタル、スラグ等」を処理する場合の基準値は、第1部　第3章　3.6に記載の「大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）受入基準」に適合と考えてよろしいでしょうか。	メタルについてはご理解のとおりです。スラグについては第1部第3章3.6(1)の基準とします。
27	焼却施設	第１部 一般事項 第１章　計画概要 第2節　民間事業者の業務範囲	2.3　その他付帯業務	(3)ユーティリティ(電気・上水道等)の確保	7	民間事業者が「必要に応じて電線や給水管の延長等を行う」と理解すべきでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	焼却施設	第１部 一般事項 第１章　計画概要 第2節　民間事業者の業務範囲	2.3　その他付帯業務	(4)施設見学者への協力	7	施設見学者への協力は、第３部第２章1.7.1記載の説明を行えばよく、見学者の募集・受付等窓口的業務は無いものと理解してよろしいでしょうか。	窓口業務は市で行います。
29	焼却施設	第１部 一般事項 第１章　計画概要 第2節　民間事業者の業務範囲	2.3　その他付帯業務	(5)事業期間満了時の取り扱いについての協議	7	「焼却施設の運転、維持管理及び補修に必要な次の書類等の整備及び提出」とありますが、建設請負事業者又は運営事業者が貴市に提出した書類その他のデータに関して、特に民間事業者のノウハウが含まれる情報につきましては、事業期間終了後も貴市は秘密保持義務・流用禁止義務を遵守していただけるものと理解してよろしいでしょうか。	詳細は募集要項の契約書案で示します。
30	焼却施設	第１部 一般事項 第１章　計画概要 第2節　民間事業者の業務範囲	2.3　その他付帯業務	(5)事業期間満了時の取り扱いについての協議	7	業務の引継ぎにおいて、「（図面、維持管理・補修履歴、トラブル履歴、取扱説明書、調達方法及び財務諸表）」等を提出することとされていますが、その際、民間事業者の有する特許やノウハウはどの程度保護されるのでしょうか。	詳細は募集要項の契約書案で示します。
31	焼却施設	第１部 一般事項 第１章　計画概要 第2節　民間事業者の業務範囲	2.3　その他付帯業務	(5)事業期間満了時の取り扱いについての協議	7	「焼却施設の運転，・・・必要な次の書類等の整備及び提出」の提出時期は事業期間終了直前と理解して宜しいでしょうか。	市が指定する時期とします。

（仮称）姫路市新美化センター整備運営事業要求水準書の質問回答（焼却施設）

番号	施設	大項目	中項目	小項目	頁	内容	回答
32	焼却施設	第１部 一般事項 第１章　計画概要 第2節　民間事業者の業務範囲	2.3　その他付帯業務	(5)事業期間満了時の取り扱いについての協議	7	建設請負事業者又は運営事業者が行う業務終了時の引継業務にかかわる費用は市殿負担と理解して宜しいでしょうか。	事業者負担とします。
33	焼却施設	第１部 一般事項 第１章　計画概要 第2節　民間事業者の業務範囲	2.3　その他付帯業務	(5)事業期間満了時の取り扱いについての協議	7	「市又は市が指定する第三者」へ運営事業者が引き継ぎを行う場合は，運営事業者の契約期間内に実施するのが効果的と考えます。その場合の引き継ぎ想定期間をご教示願います。	今後の検討とします（半年から1年程度を想定）。
34	焼却施設	第１部 一般事項 第１章　計画概要 第2節　民間事業者の業務範囲	2.3　その他付帯業務	(5)事業期間満了時の取り扱いについての協議	7	第三者への引継ぎ業務の内容をご教示願います。	第三者が運転を引き継ぐのに必要な情報を想定しており、詳細は今後検討します。
35	焼却施設	第１部 一般事項 第１章　計画概要 第2節　民間事業者の業務範囲	2.3　その他付帯業務	(5)事業期間満了時の取り扱いについての協議	7	焼却施設の維持管理補修計画の立案が必要な理由をご教示願います。また、計画立案の具体的内容と立案の期間をご教示願います。（特に、第三者へ引き継ぐ場合には、ノウハウや実績のある第三者へ引き継ぐものと理解しますので、これらの計画立案は不要と理解しております）	事業期間におけるライフサイクルコストを最小にするためで、事業期間全体が対象となります。
36	焼却施設	第１部 一般事項 第１章　計画概要 第2節　民間事業者の業務範囲	2.3　その他付帯業務	(5)事業期間満了時の取り扱いについての協議	7	「焼却施設の機能検査」について具体的にご教示願います。	施設の性能が要求水準を満たしていることの確認を行います。
37	焼却施設	第１部 一般事項 第１章　計画概要 第2節　民間事業者の業務範囲	2.2　焼却施設の運営に係る業務	(5)その他運営業務	7	環境衛生管理業務とは、労働環境の維持業務と解釈してよろしいですか。 また、環境影響管理業務とは、公害防止基準の維持･監視業務と解釈してよろしいですか。60頁には、周辺環境モニタリングは市が行う、とありますので、環境影響評価は運営事業者の範囲外と解釈してよろしいですか。	環境衛生管理業務と環境事業推進室影響管理業務については、ご理解のとおりです。環境影響評価は運営事業者の業務範囲外とします。
38	焼却施設	第１部 一般事項 第１章　計画概要 第3節　市の業務範囲	3.1事前業務	(1)事業用地の確保	7	地中障害物、土壌汚染等事業用地の瑕疵については市のリスクであるとの理解でよろしいでしょうか。	現在ボーリング調査を行っており、その結果を募集要項に明示します。それでもなお予見できない事項については市の負担とします。工期延長については市との協議の上で決定します。
39	焼却施設	第１部 一般事項 第１章　計画概要 第3節　市の業務範囲	3.2　焼却施設の設計・施工に係る業務	(2)施設建設費の支払い	8	施設整備費の年度毎の建設請負事業者への支払いについて、債務負担行為を設定する予定があるかご教示下さい。	2006年1月31日付の実施方針回答をご参照下さい。
40	焼却施設	第１部 一般事項 第１章　計画概要 第3節　市の業務範囲	3.2　焼却施設の設計・施工に係る業務	(2)施設建設費の支払い	8	「原則，出来高に応じて年度毎に」と記載ありますが，出来高に応じて年度毎に支払われないケースを具体的にご教示願います。	交付金の内示によります。
41	焼却施設	第１部 一般事項 第１章　計画概要 第3節　市の業務範囲	3.3　焼却施設の運営に係る業務	(1)処理対象物の搬入	8	市で行う分別に関する指導等の啓発活動に関し，運営事業者は啓発活動の内容や頻度等について市に対し要望した内容を反映頂けるものと理解して宜しいでしょうか。処理不適物の排除の効率化の為にも必要と判断します。	協議は行い検討することとします。
42	焼却施設	第１部 一般事項 第１章　計画概要 第3節　市の業務範囲	3.3　焼却施設の運営に係る業務	(2)処理不適物及び飛灰処理物等の搬出及び処分	8	「市は、あらかじめ運営事業者と合意した処理不適物及び飛灰等処理物を専用の貯留設備から適時搬出し、」とありますが、貴市は民間事業者と予め合意した方法及び頻度で処理不適物及び飛灰等処理物を専用の貯留設備から搬出するものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
43	焼却施設	第１部 一般事項 第１章　計画概要 第3節　市の業務範囲	3.3　焼却施設の運営に係る業務	(2)処理不適物及び飛灰処理物等の搬出及び処分	8	貴市の負担により行われる焼却施設に係る追加の計測及び分析について、関係法令に基づく計測及び分析を超えて行われた追加の計測及び分析の結果については民間事業者の責任は問われないものと理解してよろしいでしょうか。	本要求水準に定める計測及び分析は民間事業者の負担で行ってください。
44	焼却施設	第１部 一般事項 第１章　計画概要 第3節　市の業務範囲	3.3　焼却施設の運営に係る業務	(2)処理不適物及び飛灰処理物等の搬出及び処分	8	緊急時に焼却灰・飛灰等を溶融しないで排出する際に市にて処分頂くことは可能でしょうか。	2006年1月31日付の実施方針回答をご参照下さい。
45	焼却施設	第１部 一般事項 第１章　計画概要 第3節　市の業務範	3.3　焼却施設の運営に係る業務	(3)焼却事業の実施状況の監視	8	「周辺環境モニタリング」の詳細についてご教示ください。	詳細については今後検討します。
46	焼却施設	第１部 一般事項 第１章　計画概要 第3節　市の業務範囲	3.3　焼却施設の運営に係る業務	(5)住民対応	8	「周辺住民からの意見や苦情に対する対応を民間事業者と連携して行う。」とありますが、当該周辺住民からの意見や苦情とは焼却事業の実施そのものに関する意見や苦情のみではなく、民間事業者の実施する施工方法に関する意見や苦情も含むものとの理解でよろしいでしょうか。	施工方法に関する意見や苦情に対する対応は、民間事業者が行うこととします。
47	焼却施設	第１部 一般事項 第１章　計画概要 第3節　市の業務範囲	3.3　焼却施設の運営に係る業務	(5)住民対応	8	「周辺住民からの意見や苦情に対する対応を民間事業者と連携して行う。」について、周辺住民の対応は貴市の責任においてなされるものと理解してよろしいでしょうか。	窓口業務は市が行います。民間事業者はそれに協力することとします。

（仮称）姫路市新美化センター整備運営事業要求水準書の質問回答（焼却施設）

番号	施設	大項目	中項目	小項目	頁	内容	回答
48	焼却施設	第１部 一般事項 第１章 計画概要 第3節 市の業務範囲	3.3 焼却施設の運営に係る業務	(6)運営委託費の支払い	8	運営委託費の具体的な支払条件をご教示ください。 運営事業者の財政負担を軽減し、運営費の削減を図る観点から、運営費の支払いは少なくとも各月に行っていただくよう要望します。	詳細は募集要項の契約書案に示します。
49	焼却施設	第１部 一般事項 第2章 事業用地の概要 第1節 事業用地の概要	1.1 地形・地質		9	建設請負事業者の実施した調査の結果、当該添付資料に示すものとは異なる地形・地質条件が確認されたことにより民間事業者に発生する一切の追加費用は貴市の負担と理解してよろしいでしょうか。また、必要な工期変更が貴市により認められるものと理解してよろしいでしょうか。	現在ボーリング調査を行っており、その結果を募集要項に明示します。それでもなお予見できない事項については市の負担とします。工期延長については市との協議の上で決定します。
50	焼却施設	第１部 一般事項 第2章 事業用地の概要 第1節 事業用地の概要	1.3 事業用地の状況	(3)用地利用条件①	9	事業用地外周に設置する仮囲い（高さ３ｍ以上）は、添付資料２より、556ｍｘ274ｍの外周全てに設置するものとして計画すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
51	焼却施設	第１部 一般事項 第2章 事業用地の概要 第1節 事業用地の概要	1.3 事業用地の状況	(3)用地利用条件②	9	資材の搬入に船舶を有効に活用し、陸上通行車両台数を削減する、とありますが、どの港を活用するか、どの範囲の陸上通行車両台数を削減するか等、具体的な内容をご教示ください。	港の位置は資料１の船着場として示しています。削減台数については、提案とします。
52	焼却施設	第１部 一般事項 第2章 事業用地の概要 第1節 事業用地の概要	1.3 事業用地の状況	(3)用地利用条件②	9	資材の搬入にあたり貴市が指定される通行ルートの条件（運搬車両の幅及び輪重の上限等の輸送限界）をご提示願います。	原則として、車両種別を制限するようなルートは指定しません。
53	焼却施設	第１部 一般事項 第2章 事業用地の概要 第1節 事業用地の概要	1.1 地形・地質		9	「建築高さ制限及び港湾法による工作物設置制限」について、本計画地に適用される制限の具体的内容をご教示下さい。	特に指定はありませんが、関係法令を遵守して下さい。
54	焼却施設	第１部 一般事項 第2章 事業用地の概要 第1節 事業用地の概要	1.4 ユーティリティ条件	(1)電気 ②事業用地内での電力供給方法	10	啓発・管理施設、余熱利用施設への電気工事は、添付資料５－３に基づき、高圧線を各施設の高圧受変電施設へ繋ぎ込む所までと解釈すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
55	焼却施設	第１部 一般事項 第2章 事業用地の概要 第1節 事業用地の概要	1.4 ユーティリティ条件	(1)電気 ②事業用地内での電力供給方法	10	電力供給方法に関し、添付資料５－３で再資源化施設に高圧受変電設備を設置するようにありますが、焼却施設より低圧で供給する等、事業者の判断により決定させて頂けませんでしょうか。	高圧といたします。
56	焼却施設	第１部 一般事項 第2章 事業用地の概要 第1節 事業用地の概要	1.4 ユーティリティ条件	(1)電気 ②事業用地内での電力供給方法	10	周辺施設への電力供給量は、3,000kWh/日(p33表2-1)とありますが、運営事業者が負担する電気料金を算定するためには、時間帯により売電単価が大きく異なることより、時間帯別の電気使用量をご提示願います。	運営時間帯は、 再資源化施設：8～17時 管理啓発施設：8～17時 余熱利用施設：9～21時 です。
57	焼却施設	第１部 一般事項 第2章 事業用地の概要 第1節 事業用地の概要	1.4 ユーティリティ条件	(1)電気 ②事業用地内での電力供給方法	10	表 1-1に基づき、電力料金及び売電収入を算定しますが、単価がご提示の単価から変動した場合のリスクは貴市は分担されると解釈してよろしいでしょうか。	事業者負担とします。 詳細は募集要項の契約書案に示します。
58	焼却施設	第１部 一般事項 第2章 事業用地の概要 第1節 事業用地の概要	1.4 ユーティリティ条件	(2)上水道	10	「事業用地内での上水の使用量、用途を考慮し市水道局と協議の上、引き込み場所、引き込み口径を決定すること。」とありますが、契約後基本設計を実施する周辺施設も含め、本事業提案ではどのように見積もればいいか見積条件をご提示ください。	詳細は募集要項に示します。
59	焼却施設	第１部 一般事項 第2章 事業用地の概要 第1節 事業用地の概要	1.4 ユーティリティ条件	(2)上水道	10	「水道局と協議の上、必要な受水設備を設ける。」とありますが、本事業提案ではどのように見積もればいいか見積条件をご提示ください。	詳細は募集要項に示します。
60	焼却施設	第１部 一般事項 第2章 事業用地の概要 第1節 事業用地の概要	1.4 ユーティリティ条件	(2)上水道	10	上水道に関し、埋設管、地上配管の制約はあるかご教示ください。	埋設とします。
61	焼却施設	第１部 一般事項 第2章 事業用地の概要 第1節 事業用地の概要	1.4 ユーティリティ条件	(3)下水道	10	ごみ焼却・リサイクルゾーンの下水道料金の負担に関し、ごみ焼却施設以外の下水道量をご提示願います。 （再資源化施設も職員の人数等が不明なため想定できません。）	職員等人数は 再資源化施設：40人 啓発管理施設：40人（＋200人/見学者） とします。
62	焼却施設	第１部 一般事項 第2章 事業用地の概要 第1節 事業用地の概要	1.4 ユーティリティ条件	(1)電気 ②事業用地内での電力供給方法	10	運営事業者が市が運転する再資源化施設や市が管理する啓発・管理施設，余熱使用施設，芝生広場，緑地帯に供給する電力は，市の運営面で省エネを促進する為にも，その対価を有償にすることは可能でしょうか。	2006年1月31日付の実施方針回答をご参照下さい。
63	焼却施設	第１部 一般事項 第2章 事業用地の概要 第1節 事業用地の概要	1.4 ユーティリティ条件	(2)上水道	10	運営事業者が負担する焼却施設の水道料金には，収集職員休憩所等運営事業者がその費用を管理できない箇所については含まれないものと理解しますので，市殿で管理・負担願います。	収集職員休憩所の水道料金は市側での負担です。添付資料6-2をご確認ください。
64	焼却施設	第１部 一般事項 第2章 事業用地の概要 第1節 事業用地の概要	1.4 ユーティリティ条件	(2)上水道	10	水道局からは，焼却施設，再資源化施設及び啓発・管理施設等に設置されるメーターに基づき個別に請求が到来するものと理解して宜しいでしょうか。	添付資料6-2をご確認ください。

（仮称）姫路市新美化センター整備運営事業要求水準書の質問回答（焼却施設）

番号	施設	大項目	中項目	小項目	頁	内容	回答
65	焼却施設	第１部 一般事項 第2章　事業用地の概要 第1節　事業用地の概要	1.4 ユーティリティ条件	(3)下水道	10	「ごみ焼却・リサイクルゾーン」の定義をご教示願います。	添付図面に示した範囲の用地名称を指します。
66	焼却施設	第１部 一般事項 第2章　事業用地の概要 第1節　事業用地の概要	1.4 ユーティリティ条件	（１）電気 ①事業用地近辺の電力設備状況	10	関西電力(株)の特別高圧線33kV一般線は、架空もしくは埋設どちらで整備されているかご教示願います。	一部埋設で整備されております。
67	焼却施設	第１部 一般事項 第2章　事業用地の概要 第1節　事業用地の概要	1.4 ユーティリティ条件	（１）電気 ①事業用地近辺の電力設備状況	10	引込負担金について関西電力(株)に問い合わせたところ、貴市へも同様の回答を行ったとのことですが、現状での金額は算定することはできるが、実施時における周辺施設の計画も未定であり、金額に変更はある、との回答でした。また、一般的にも施主負担として頂いておりますので、引込負担金は建設請負事業者の請負範囲外として頂けないでしょうか。	事業者の負担とします。
68	焼却施設	第１部 一般事項 第2章　事業用地の概要 第1節　事業用地の概要	1.4 ユーティリティ条件	(1)電気 ②事業用地内での電力供給方法	10	関西電力(株)料金メニューの特別高圧電力Aは、「事務所ビルや商業施設などのお客さまにご利用いただけるメニュー」となっていますので、「工場などのお客さまにご利用いただけるメニュー」となっている特別高圧電力Bの単価で電力料金の算定を行なってよろしいでしょうか。	事業者の提案によります。
69	焼却施設	第１部 一般事項 第2章　事業用地の概要 第1節　事業用地の概要	1.4 ユーティリティ条件	(2)上水道	10	水道料金負担金については、算定には所轄水道局との事前協議が必要であり、施主負担として頂くのが一般的ですので、建設請負事業者の請負範囲外として頂けないでしょうか。	建設請負事業者の請負範囲とします。
70	焼却施設	第１部 一般事項 第2章　事業用地の概要 第1節　事業用地の概要	1.4 ユーティリティ条件	(4)工業用水	11	「ごみ焼却・リサイクルゾーン内の配管工事を行う。」とありますので、添付資料８にある芝生広場への散水配管は範囲外と解釈すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
71	焼却施設	第１部 一般事項 第2章　事業用地の概要 第1節　事業用地の概要	1.4 ユーティリティ条件	(4)工業用水	11	工業用水供給管の維持管理費について「５百万円/年と見積ること」とありますが、維持管理費が変動した場合、運営委託費は見直されるものと理解してよろしいでしょうか。	状況により運営委託費の見直しを行います。
72	焼却施設	第１部 一般事項 第2章　事業用地の概要 第1節　事業用地の概要	1.4 ユーティリティ条件	(5)アクセス道路	11	貴市が整備する「アクセス道路」の整備時期及び場所等について具体的にご教示ください。	供用時までに整備しますが、詳細については、建設請負事業者と協議します。
73	焼却施設	第１部 一般事項 第2章　事業用地の概要 第1節　事業用地の概要	1.4 ユーティリティ条件	(6)通信	11	建設請負事業者が負担する負担金に関し、どの地点から通信ケーブルを引き込むことになるか、或いは負担金の金額をご教示願います。	詳細は募集要項に示します。
74	焼却施設	第１部 一般事項 第2章　事業用地の概要 第1節　事業用地の概要	1.4 ユーティリティ条件	(7)その他	11	民間事業者が必要とするユーティリティについて、貴市は必要と判断した場合は民間事業者への協力を行うものとに理解でよろしいでしょうか。また、その場合の貴市の想定されている協力内容等について具体的にご教示ください。	各関係機関との折衝について協力します。
75	焼却施設	第１部 一般事項 第2章　事業用地の概要 第1節　事業用地の概要	1.4 ユーティリティ条件	(3)下水道	11	運営事業者が市が管理する余熱利用施設から排出される排水も含めた排水を受け入れる兵庫県流域下水処理場入口受入ピットまでの排水設備の維持管理を行うのは，管理必要区域の広大な範囲であることも考慮すると，合理的でないことから，市殿で管理願います。	事業者管理とします。
76	焼却施設	第１部 一般事項 第2章　事業用地の概要 第1節　事業用地の概要	1.4 ユーティリティ条件	(3)下水道	11	市殿で運転を行う再資源化施設の下水も含め運営事業者が下水道料金を負担することは合理的でないことから，市殿で管理願います。	事業者負担とします。
77	焼却施設	第１部 一般事項 第2章　事業用地の概要 第1節　事業用地の概要	1.4 ユーティリティ条件	(3)下水道	11	市で実施する処理対象物の搬入に伴う収集車の為の自動洗車場や場外洗車場で排出される排水は，運営事業者側でその量を予測することは困難であり，運営事業者が負担するのは合理的でなく，排水量の削減等節水を促進する為にもメーター等を設け，市殿で負担願います。	事業者負担とします。
78	焼却施設	第１部 一般事項 第2章　事業用地の概要 第1節　事業用地の概要	1.4 ユーティリティ条件	(4)工業用水	11	市で運転を行う再資源化施設や市が管理する他事業用地内施設の工業用水も含め運営事業者が給水料金を負担することは合理的でないことから，市殿で管理願います。	事業者負担とします。
79	焼却施設	第１部 一般事項 第2章　事業用地の概要 第1節　事業用地の概要	1.4 ユーティリティ条件	(4)工業用水	11	市で実施する処理対象物の搬入に伴う収集車の為の自動洗車場や場外洗車場で使用される工業用水は，運営事業者側でその量を予測することは困難であり，運営事業者が負担するのは合理的でなく，使用水量の削減等節水を促進する為にもメーター等を設け，市殿で負担願います。	事業者負担とします。
80	焼却施設	第１部 一般事項 第2章　事業用地の概要 第1節　事業用地の概要	1.4 ユーティリティ条件	(4)工業用水	11	工業用水供給管の維持管理費が5百万円/年として運営事業者が見積り，その費用を越えた場合は市殿で追加支払頂けるものと理解して宜しいでしょうか。	状況により運営委託費の見直しを行います。

（仮称）姫路市新美化センター整備運営事業要求水準書の質問回答（焼却施設）

番号	施設	大項目	中項目	小項目	頁	内容	回答
81	焼却施設	第１部　一般事項 第2章　事業用地の概要 第1節　事業用地の概要	1.4 ユーティリティ条件	(3)下水道	11	「運営事業者は運営期間中、兵庫県流域下水処理場入口受入ピットまでの排水設備の維持管理を行うとともに、ごみ焼却・リサイクルゾーンの下水道料金を負担する。」とありますが、リサイクルゾーンの運営は貴市あるいは第三者であり、運営事業者自らは下水道利用に関する管理・調整ができないため、その費用責任まで負担することは過大なリスクとなります。 リサイクルゾーン・再資源化施設の下水道料金に関しては、利用実績に基づく精算を受けることができる、との解釈でよろしいでしょうか。 また、敷地外施設の維持管理については、本質的には所轄局の行われるべき事項であり、運営事業者の業務範囲外としていただけないでしょうか。	事業者の負担とします。
82	焼却施設	第１部　一般事項 第2章　事業用地の概要 第1節　事業用地の概要	1.4 ユーティリティ条件	(4)工業用水	11	工業用水の取合点は、事業用地内と考えてよろしいでしょうか。 また、本設備引込に関する負担金は建設請負事業者範囲外と考えてよろしいでしょうか。 建設事業者範囲内の場合は負担金を明示願います。	ご理解のとおりです。なお、工業用水の負担金は不要です。
83	焼却施設	第１部　一般事項 第2章　事業用地の概要 第1節　事業用地の概要	1.4 ユーティリティ条件	(4)工業用水	11	「運営事業者は、運営期間中の事業用地すべてにかかる工業用水の使用料及び供給管の維持管理費を支払うものとする。」とありますが、ごみ焼却施設以外の配管およびその使用量については貴市あるいは第三者の管轄であり、運営事業者自らが工水利用に関する管理・調整ができないため、その費用責任まで負担することは過大なリスクとなります。 運営事業者は「事業用地すべてにかかる」支払い作業のみ代行し、後ほど各施設から使用実績に基づく精算を受けることができる、との解釈でよろしいでしょうか。	精算はいたしません。
84	焼却施設	第１部　一般事項 第2章　事業用地の概要 第1節　事業用地の概要	1.4 ユーティリティ条件	(4)工業用水	11	「維持管理費については、5百万円／年と見積ること」とありますが、5百万円／年を超える場合は別途清算して頂けるとの理解でよろしいですか。	状況により運営委託費の見直しを行います。
85	焼却施設	第１部　一般事項 第2章　事業用地の概要 第1節　事業用地の概要	1.4 ユーティリティ条件	(7)その他	11	建設期間中のユーティリティー費用は建設請負事業者が負担しますが、試運転期間中については搬入ごみ量に応じて支払いがなされるのでしょうか。支払われない場合、試運転期間の意義を考慮し、建設請負事業者の申し入れにより受入ごみ量・期間に制限をかけさせて頂けないでしょうか。	試運転中のユーティリティ費用は事業者負担とします。
86	焼却施設	第１部　一般事項 第2章　事業用地の概要 第1節　事業用地の概要	1.4 ユーティリティ条件	(3)下水道	11	余熱利用施設から排出される排水の下水道料金は、事業者負担対象外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
87	焼却施設	第１部　一般事項 第3章　基本的な事業条件 第1節　処理対象物の量及び性状	1.3　計画処理量	(1)計画処理量	12	貴市が焼却施設に搬入する処理対象物の処理量については、運営期間中、貴市の責任において表1-5-2 新美化センター計画年間処理量推移に記載された計画年間処理量が継続的に供給されるものと理解してよろしいでしょうか。また、実際の処理対象物の量が当該計画年間処理量に満たない場合若しくは当該計画年間処理量を超えた場合に運営事業者に生じる追加費用については貴市の負担との理解でよろしいでしょうか。	詳細は募集要項の契約書案に示します。
88	焼却施設	第１部　一般事項 第3章　基本的な事業条件 第1節　処理対象物の量及び性状	1.3　計画処理量	(1)計画処理量	12	運営業務に関する委託費は、処理施設の維持管理、補修及び更新業務等について固定額で委託される固定費と、薬剤費・燃料費等、ごみ量に応じて変動額で委託される変動費に分けられると理解して宜しいでしょうか。	2006年1月31日付の実施方針回答をご参照下さい。
89	焼却施設	第１部　一般事項 第3章　基本的な事業条件 第1節　処理対象物の量及び性状	1.2　処理不適物		12	「焼却施設に搬入された処理対象物である一般廃棄物のうち」とありますが、57頁では「産業廃棄物の受入調整」が業務範囲となっています。本施設は一般廃棄物処理施設であり、多量の産業廃棄物は処理不適物とみなしてよろしいでしょうか。また、不燃性・難燃性・汚泥・液状の産業廃棄物は原則搬入されないと解釈し、処理不適物とみなしてよろしいですか。	P.57で産業廃棄物を廃棄物と訂正いたします。
90	焼却施設	第１部　一般事項 第3章　基本的な事業条件 第1節　処理対象物の量及び性状	1.3　計画処理量	(1)計画処理量	12	表1-5-2の計画処理量に応じて運営委託費が貴市指定の方法にて支払われるものと思われますが、年間計画処理量は貴市にて保証されるのでしょうか。	処理量についての保証は行いません。量に関わらず固定費は支払う予定です。詳細は募集要項の契約書案に示します。
91	焼却施設	第１部　一般事項 第3章　基本的な事業条件 第1節　処理対象物の量及び性状	1.4　計画性状	(1)計画ごみ質	13	貴市が焼却施設に搬入する処理対象物の計画ごみ質については、運営期間中、貴市の責任において表1-7 計画ごみ質に記載された計画ごみ質が継続的に維持されるものと理解してよろしいでしょうか。また、実際の処理対象物のごみ質が当該計画ごみ質の範囲を逸脱した場合に運営事業者に生じる追加費用については貴市の負担との理解でよろしいでしょうか。	詳細は募集要項の契約書案に示します。
92	焼却施設	第１部　一般事項 第3章　基本的な事業条件 第2節　焼却施設の基本条件	2.2施設規模 及び2.3稼働日数		14	本施設規模を定めるための、年間稼働日数の設定に対し、設定した年間稼働日数の実現性を裏付けるデータ（実績等）を提出する必要がありますかご教示ください。	資格審査の際に提示頂く予定です。

（仮称）姫路市新美化センター整備運営事業要求水準書の質問回答（焼却施設）

番号	施設	大項目	中項目	小項目	頁	内容	回答
93	焼却施設	第１部 一般事項 第3章　基本的な事業条件 第2節　焼却施設の基本条件	2.２　施設規模		14	計画ごみ質の全範囲で450/日(3炉で構成)以下,かつ，１炉あたり150t/24h以下とするとございますが，施設規模設定に関する規定と考えて宜しいでしょうか。実際，高質ごみ時を設計点として施設を設計する場合，基準ごみ時には高質ごみ時より多くのごみが処理可能です。処理能力に余裕があっても記載の数値以上のごみを処理してはならないということでしょうか。	施設規模に関する規定です。
94	焼却施設	第１部 一般事項 第3章　基本的な事業条件 第2節　焼却施設の基本条件	2.１　処理方式		14	ストーカ式＋灰溶融については、灰溶融炉形式は建設請負事業者任意と考えてよろしいでしょうか。	2006年1月31日付の実施方針回答をご参照下さい。
95	焼却施設	第１部 一般事項 第3章　基本的な事業条件 第2節　焼却施設の基本条件	2.４　系列数		14	灰溶融炉については、焼却炉3炉分の発生灰を1炉で処理可能な溶融炉を2炉設け、常時1炉運転（1炉予備）として計画してよろしいでしょうか。	事業者提案とします。
96	焼却施設	第１部 一般事項 第3章　基本的な事業条件 第2節　焼却施設の基本条件	2.４　系列数		14	灰溶融炉の炉形式や処理規模は各社の提案と考えてよろしいでしょうか。	事業者提案とします。
97	焼却施設	第１部 一般事項 第3章　基本的な事業条件 第3節　公害防止基準	3.６　副生成物に関する基準値	(1)スラグの性状	18	スラグ性状に関する基準として、溶出基準のみ示されていますが、安全性を評価する観点から重金属の含有量も基準とするべきと考えます。	JIS化の基準に対応できるものとしてください。
98	焼却施設	第１部 一般事項 第3章　基本的な事業条件 第3節　公害防止基準	3.６　副生成物に関する基準値	(1)スラグの性状	18	「現在計画されているスラグのＪＩＳ化の基準」についてご教示願います。また，ご教示頂いた基準が変更等された場合は，制度・法令変更に係るリスクとして市殿にて負担頂けると理解して宜しいでしょうか。	JIS化の基準については事業者側で確認ください。詳細は募集要項の契約案に示します。
99	焼却施設	第１部 一般事項 第3章　基本的な事業条件 第3節　公害防止基準	3.６　副生成物に関する基準値	(2)飛灰及び飛灰処理物等	18	表1-15に示されるダイオキシン含有量基準は，場外搬出される形態である飛灰処理物としての含有量の基準であると理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
100	焼却施設	第１部 一般事項 第3章　基本的な事業条件 第3節　公害防止基準	3.６　副生成物に関する基準値	(2)飛灰及び飛灰処理物等	18	「飛灰中に含まれるダイオキシン類の含有量基準」は、その意味合いから、処理後の基準と解釈してよろしいですか。	ご理解のとおりです。
101	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第1章　設計・施工に関する基本的事項 第1節　設計施工の対象業務	1.３　関係法令の遵守		20	貴市と民間事業者との契約締結後の関係法令の変更に伴う追加費用については貴市が負担されるものと理解してよろしいでしょうか。	詳細は募集要項の契約書案に示します。
102	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第1章　設計・施工に関する基本的事項 第1節　設計施工の対象業務	1.２ 対象業務範囲	(6)電気主任技術者，ボイラータービン主任技術者	20	電気主任技術者，ボイラータービン主任技術者は施設を所有される市殿で選任願います。	事業者にて選任して下さい。
103	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第1章　設計・施工に関する基本的事項 第1節　設計施工の対象業務	1.２ 対象業務範囲	(6)電気主任技術者，ボイラータービン主任技術者	20	電気主任技術者は,第３種でも宜しいでしょうか。	電気事業法により、必要な主任技術者を選任するとします。
104	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第1章　設計・施工に関する基本的事項 第1節　設計施工の対象業務	1.２ 対象業務範囲	(4) 外構施設工事	20	フェンス、門扉等の囲障工事は工事範囲外と考えて宜しいでしょうか。	工事範囲内です。
105	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第1章　設計・施工に関する基本的事項 第1節　設計施工の対象業務	1.３　関係法令の遵守	(12)電力設備に関する技術基準を定める省令	21	電気設備に関する技術基準を定める省令と読み替えてよろしいでしょうか。 ((10)電気設備技術基準と重複)	ご理解のとおりです。
106	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第1章　設計・施工に関する基本的事項 第1節　設計施工の対象業務	1.３　関係法令の遵守	4)　土木建築工事	22	関係法令に（12）河川法および（13）砂防法とありますが、本事業との関連性をご教示願います。	該当しない場合は無視してください。
107	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第1章　設計・施工に関する基本的事項 第2節　施工時のユーティリティ条件			23	「市は、必要と判断した場合に限り、これらユーティリティの確保に協力するものとする。」とありますが、どのような場合にどのような協力をすることを想定しているのか、具体的にご教示ください。	各関係機関との折衝について協力します。
108	焼却施設	第2部　設計・施工に関する基本的事項 第2章　設計・施工 第1節　実施設計	1.１　実施設計の手順		24	既に確認済の書類に対する貴市の申し出による変更に伴い建設請負事業者に発生する追加費用は貴市の負担と理解してよろしいでしょうか。	申し出が必要となった理由によります。詳細は募集要項の契約書案に示します。

（仮称）姫路市新美化センター整備運営事業要求水準書の質問回答（焼却施設）

番号	施設	大項目	中項目	小項目	頁	内容	回答
109	焼却施設	第2部　設計・施工に関する基本的事項 第2章　設計・施工 第1節　実施設計	1.1　実施設計の手順		24	市で必要と想定している実施設計図書をご教示願います。	民間事業者との協議により決定します。
110	焼却施設	第2部　設計・施工に関する基本的事項 第2章　設計・施工 第1節　実施設計	1.1　実施設計の手順		24	(4)に「変更を申し出ることができる」とありますが、市の提示条件、指示の不備、市の要求に基づいた変更によってコストが増大した場合は、市殿にてコスト負担頂けると理解して宜しいでしょうか。	申し出が必要となった理由によります。詳細は募集要項の契約書案に示します。
111	焼却施設	第2部　設計・施工に関する基本的事項 第2章　設計・施工 第1節　実施設計	1.1　実施設計の手順		24	(7)にある「焼却施設の要件」とは，焼却施設の建設及び運営事業要求水準書に記載の内容と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
112	焼却施設	第2部　設計・施工に関する基本的事項 第2章　設計・施工 第1節　実施設計	1.1　実施設計の手順		24	「市は既に確認した書類についても、工事工程に影響を及ぼさない限りで、その変更を申し出ることができる。」とありますが、申し出を実施するにあたり、費用が発生した場合、その費用は貴市にてご負担頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	申し出が必要となった理由によります。詳細は募集要項の契約書案に示します。
113	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第2章　設計・施工 第1節　実施設計	1.2　実施設計のかし		25	貴市の提供したデータ及び情報等の誤り並びに貴市の具体的指図に起因する基づく実施設計のかしについては、建設請負事業者は免責されると理解してよろしいでしょうか。	詳細は募集要項の契約書案に示します。
114	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第2章　設計・施工 第2節　施工	2.1　工事の開始		25	社内検査員とは、建設請負事業者以外の第三者検査機関のものでもよろしいでしょうか。 また、何か資格が必要でしょうか。	社内検査員とします。
115	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第2章　設計・施工 第2節　施工	2.3　施工前の許認可		25	「建設請負事業者が取得する必要がある許認可」として貴市が指定する許認可がありましたらご教示ください。	市が指定する許認可はありません。
116	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第2章　設計・施工 第1節　実施設計	1.2　実施設計のかし		25	本文は，P42　2.4.3.4に記載の性能保証期間に限定するものと理解して宜しいでしょうか。	施工のかし担保と同様とします。
117	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第2章　設計・施工 第1節　実施設計	2.1　工事の開始		25	「工事の開始」とは現地工事の着工と理解して宜しいでしょうか。	実施設計開始時とご理解ください。
118	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第2章　設計・施工 第1節　実施設計	2.1　工事の開始		25	工事の開始前として③社内検査員届　及び⑥工種別の施工計画書について内容等をご教示願います。	事業者からの提案とします。
119	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第2章　設計・施工 第2節　施工	2.5　環境保全		26	「市が指定する場所」とは事業用地内と理解して宜しいでしょうか。異なる場合は，具体的な予定場所をご教示願います。	事業用地内の緑地帯への運搬を想定しています。
120	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第2章　設計・施工 第2節　施工	2.5　環境保全		26	掘削及び運搬時における悪臭防止対策とは、対象掘削土の成分等の性状が不明なため分かりません。どの様なものを想定し見積もればよろしいでしょうか。	詳細は募集要項に示します。
121	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第2章　設計・施工 第2節　施工	2.5　環境保全		26	掘削及び運搬時で発生する排水に対し漁業被害が発生しないよう配慮するとは、どの様な対策を想定し見積もればよろしいでしょうか。	事業者の提案によります。
122	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第2章　設計・施工 第2節　施工	2.6　施工管理		26	「敷地内において市が発注し第三者が施工する他の工事」については、建設請負事業者は第三者との契約関係がないため調整を行う権利がありません。従って、発注者である貴市が第三者に対して調整を行うか、もしくは調整を行う権利を貴市から建設請負事業者へ委任していただき建設請負事業者による調整が可能とされるような措置をご検討いただけますか。	市を介して第三者が施工する他の工事の調整に協力することとします。
123	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第2章　設計・施工 第2節　施工	2.7　復旧		26	建設請負事業者が行うべき一般道における設備等の損傷及び敷地内外における汚染の復旧については、建設請負事業者の責に帰すべき事由により損傷及び汚染が生じた場合に限定されると理解してよろしいでしょうか。	詳細は募集要項に示します。
124	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第2章　設計・施工 第2節　施工	2.8　保険への加入		26	本保険は建設予定地に建設工事期間中に付保する火災保険，建設工事保険又は組立保険等と理解して宜しいでしょうか？	契約書に示します。

（仮称）姫路市新美化センター整備運営事業要求水準書の質問回答（焼却施設）

番号	施設	大項目	中項目	小項目	頁	内容	回答
125	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第2章　設計・施工 第2節　施工	2.5　環境保全		26	柱状図から本用地には廃棄物が混入する土層が存在すると読み取れますが、この廃棄物は必要な部分のみ掘削し、処分方法は場内再利用としてよろしいですか。	現在ボーリング調査を行っており、その結果を募集要項に明示します。それでもなお予見できない事項については市の負担とします。
126	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第2章　設計・施工 第2節　施工	2.5　環境保全		26	建設中に発生する排水は、隣接する下水処理場にて処理して頂くことは可能でしょうか。	不可とします。
127	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第2章　設計・施工 第2節　施工	2.5　環境保全		26	事業用地への進入に際し、工事用車両等について特別な制約（1日の入場車両数の制限等）がありますか。	現時点では特別な制約はありません。
128	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第2章　設計・施工 第2節　施工	2.8　保険への加入		26	加入する保険の契約内容・条件等について、建設請負業者が主体的に判断したものを貴市において確認されるものと理解していますが、よろしいでしょうか。	詳細は募集要項の契約書案に示します。
129	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第2章　設計・施工 第2節　施工	2.6　施工管理		26	建設期間中に調整が必要となる「第三者が施工する他の工事」を具体的にご教示願います。	再資源化施設及び周辺施設です。
130	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第2章　設計・施工 第2節　施工	2.9　材料及び機器		27	「なお、市が必要と判断した場合は、使用材料及び機器等の立会検査を行なうものとする。」とされていますが,2.4.1.1監督員による検査の内容と理解して宜しいでしょうか？	市による検査です。
131	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第2章　設計・施工 第2節　施工	2.12　完成図書		27	CADﾃﾞｰﾀで提出するものは，購入品ﾒｰｶｰ図面等は除かれるものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。詳細は募集要項に示します。
132	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第2章　設計・施工 第3節　工事監理	3.1　基本事項		28	工事監理者は、現場代理人と兼務して宜しいでしょうか。	兼務は認めません。
133	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第2章　設計・施工 第3節　工事監理	3.1　基本事項		28	工事監理者は、建設業法上の監理技術者と兼務しても宜しいでしょうか。	兼務は認めません。
134	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第2章　設計・施工 第3節　工事監理	3.1　基本事項		28	工事監理者,現場代理人,監理技術者等の技術者は、再資源化施設建設との兼務は宜しいでしょうか。	兼務は可能です。
135	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第2章　設計・施工 第3節　工事監理	3.1　基本事項		29	処理施設の建築部分の設計を行う企業及び基本設計業務を担当する企業から工事監理者を選任することができるかご教示ください。	問題ありません。
136	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第2章　設計・施工 第3節　工事監理	3.3　工事監理者による検査	(2)検査結果が基準に達しなかった場合の措置	29	貴市の提供したデータ及び情報等の誤り並びに貴市の具体的指図により、検査結果が基準に達しなかった場合の追加費用については、貴市の負担との理解でよろしいでしょうか。	詳細は募集要項に示します。
137	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第2章　設計・施工 第4節　現場管理	4.1　現場管理		29	設計図書の変更等が建設請負事業者の責に帰すべき事由以外である場合は、当該物件の撤去及び当該現場の修復・片付けにかかる費用は貴市による負担と理解してよろしいでしょうか。	詳細は募集要項に示します。
138	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第2章　設計・施工 第4節　現場管理	4.1　現場管理		29	工事車両の往来可能時間等，特に建設工事段階での制約条件等がございましたら，ご教示願います。	現時点では制約はありません。
139	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第2章　設計・施工 第4節　現場管理	4.1　現場管理		29	事業用地のうち、将来施設用地について、本再資源化施設建設に伴う仮設用地（仮設事務所、仮設資材置場、工事用車両駐車場等）として建設工事期間中無償で貸与願えますでしょうか。	結構です。
140	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第2章　設計・施工 第4節　現場管理	4.1　現場管理		30	建設請負事業者が行うべき現場及び道路等における他の設備、既存物件等の破損及び汚染の復旧については、建設請負事業者の責に帰すべき事由により破損及び汚染が生じた場合に限定されると理解してよろしいでしょうか。	詳細は募集要項の契約書案に示します。

（仮称）姫路市新美化センター整備運営事業要求水準書の質問回答（焼却施設）

番号	施設	大項目	中項目	小項目	頁	内容	回答
141	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第3章　設計・施工に関する要件 第1節　焼却施設に関する技術要件	1.3　処理対象物の処理	1)受入供給設備 (1)　ごみ計量	31	監視カメラ及びモニターは貴市により設置されるものと理解してよろしいでしょうか。	事業者負担で設置願います。
142	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第3章　設計・施工に関する要件 第1節　焼却施設に関する技術要件	1.3　処理対象物の処理	1) 受入供給設備 (2) プラットホーム	31	「③ 自動扉、エアカーテン、シェルター等を設置する」とありますが、シェルターとはどの様なものでしょうか。用途、仕様等をご教示願います。	シェルターに係る記載は削除します。
143	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第3章　設計・施工に関する要件 第1節　焼却施設に関する技術要件	1.3　処理対象物の処理	1) 受入供給設備 (6)　ごみピット	31	ごみピットの有効容量を処理能力の７日分とのご指定ですが、掘削土量が増えます。有効容量は、各社提案とさせて頂きたくお願いします。	現在検討中であり、詳細は募集要項に示します。
144	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第3章　設計・施工に関する要件 第1節　焼却施設に関する技術要件	1.3　処理対象物の処理	1) 受入供給設備 (7) 洗車設備	31	搬出口に設置する自動洗車装置とは、どのように計画すればよろしいのでしょうか。搬出口を通過する車両を全て洗車するのでしょうかご教示ください。	洗車する車両と洗車しない車両を区分しますので、全車対象ではありません。
145	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第3章　設計・施工に関する要件 第1節　焼却施設に関する技術要件	1.3　処理対象物の処理	1) 受入供給設備 (7) 洗車設備	31	場外洗車場は、添付資料２によると２カ所ありますが、同時に洗車する台数および配置に関しご指定があるかご教示ください。	屋外洗車場については1箇所で結構です。同時に洗車する台数は2台程度とします。
146	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第3章　設計・施工に関する要件 第1節　焼却施設に関する技術要件	1.3　処理対象物の処理	1) 受入供給設備 (6)ごみピット	31	ごみピット有効容量は、建設請負事業者が設定する定格処理量と年間運転計画により、運営上問題のない容量を任意に設定することが経済的であると考えますが、いかがでしょうか。	詳細は募集要項に示します。
147	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第3章　設計・施工に関する要件 第1節　焼却施設に関する技術要件	1.3　処理対象物の処理	1) 受入供給設備 (8) 簡易投入口	32	処理不適物を除去するため直接搬入ごみの搬入者および運営事業者はダンピングボックスを使用するものと計画します。この場合、簡易投入口はどなたが使用されるのでしょうか。また処理不適物の混入の恐れは無いのでしょうか。	使用許可を含め、管理は民間事業者が行うこととします。
148	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第3章　設計・施工に関する要件 第1節　焼却施設に関する技術要件	1.3　処理対象物の処理	5) 余熱利用設備	33	余熱利用施設の供給熱量600,000kcal/hは設備仕様のことでしょうか、または平均ご使用量を示されているのでしょうか。設備仕様≧使用量の関係がありますので、ご教示願います。	平均使用量とします。
149	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第3章　設計・施工に関する要件 第1節　焼却施設に関する技術要件	1.3　処理対象物の処理	5) 余熱利用設備	33	余熱供給量（ご使用量）により売電電力が変動します。電気料金算出のため、ご使用される時間と熱量の関係をご教示願います。	余熱利用施設の運営時間は、ＡＭ９時～ＰＭ９時と想定してください。
150	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第3章　設計・施工に関する要件 第1節　焼却施設に関する技術要件	1.3　処理対象物の処理	6) 通風設備	33	「押込送風機等の吸気は、ごみピット及び灰ピットから行う」とのご指定ですが、当社方式と異なります。ご指定の「臭気発生場所を負圧に保つ」という条件に対する方法は各社が設定することに変更お願いします。	事業者からの提案とします。灰ピットからの吸気は任意とします。
151	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第3章　設計・施工に関する要件 第1節　焼却施設に関する技術要件	1.3　処理対象物の処理	7) 灰出し設備 【シャフト炉式ガス化溶融の場合】	33	スラグ、メタル、飛灰処理物の貯留方法をピット方式で貯留日数７日間とご指定されてますが、当社稼働施設でピット方式はありません。更に７日間の貯留は固化の懸念があります。貯留方式及び貯留日数は実績に基づき設定させて頂きたくお願いします。	現在検討中であり、詳細は募集要項に示します。
152	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第3章　設計・施工に関する要件 第1節　焼却施設に関する技術要件	1.3　処理対象物の処理	5)　余熱利用設備	33	各施設への電力供給は、10頁及び資料5-3に記載の通り特別高圧受変電施設から行うことと考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
153	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第3章　設計・施工に関する要件 第1節　焼却施設に関する技術要件	1.3　処理対象物の処理	5)　余熱利用設備	33	各施設への熱及び電力供給条件は、全炉停止日を除く全日数について、表2-1に記載の数値を見込んで運営費を算出することと考えてよろしいですか。また、再資源化施設の消費電力量については建設請負事業者の計画によるものと考えますので、再資源化施設を除く電力供給条件をご教示ください。	熱については、全炉停止日に供給の必要はありません。ただし、電力については、炉の停止に関わらず供給するものとします。再資源化施設を除く電力供給条件は３，０００ＫＷｈ／日です。募集要項において訂正します。
154	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第3章　設計・施工に関する要件 第1節　焼却施設に関する技術要件	1.3　処理対象物の処理	5)　余熱利用設備	33	余熱利用施設、啓発・管理施設、芝生広場及び緑地帯については、表2-1に記載の数値も、これら施設の基本設計業務の設計条件として考慮する必要がありますか。	考慮するものとします。

（仮称）姫路市新美化センター整備運営事業要求水準書の質問回答（焼却施設）

番号	施設	大項目	中項目	小項目	頁	内容	回答
155	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第3章　設計・施工に関する要件 第1節　焼却施設に関する技術要件	1.3　処理対象物の処理	6) (6)白煙防止	33	「白煙防止設備の設計に当たっては、気温：5℃、相対湿度：50%とする」とありますが、54頁の「基準となる外気条件（気温：5℃、相対湿度：50%）のもとで、煙突から白煙が排出されないように運転を行う」ものとすれば、この条件は設計要件であり、公害防止基準ではない、と解釈してよろしいですか。	公害防止条件ではありません。設計要件とご理解ください。
156	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第3章　設計・施工に関する要件 第1節　焼却施設に関する技術要件	1.3　処理対象物の処理	1.3　処理対象物の処理 5)余熱利用設備	33	メンテナンスによる焼却施設休止時等、各設備への熱および電気の供給が行えない場合には、熱および電力の供給は行わないものとしてよろしいでしょうか。	熱については、全炉停止日に供給の必要はありません。ただし、電力については、炉の停止に関わらず供給するものとします。
157	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第3章　設計・施工に関する要件 第1節　焼却施設に関する技術要件	1.3　処理対象物の処理	7)灰出し設備【ストーカ式＋灰溶融の場合】（３）	33	スラグ、メタル、飛灰処理物等の貯留方式はピット方式以外の提案も可能でしょうか。	貯留方式は提案とします。
158	ごみ焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第3章　設計・施工に関する要件 第1節　焼却施設に関する技術要件	1.3　処理対象物の処理	5)余熱利用設備	33	余熱利用施設、啓発・管理施設等への蒸気または温水の供給について、民間事業者の工事範囲は、需要側施設の外壁から２ｍ程度離れた屋外の埋設配管バルブ止めまでと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
159	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第3章　設計・施工に関する要件 第1節　焼却施設に関する技術要件	1.3　処理対象物の処理	7)灰出し設備	33	飛灰に関して、受託民間事業者の責任において、資源化・再利用等を行う場合には、重金属の溶出防止等、「大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）受入れ基準」に適合する必要はないものとしてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
160	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第3章　設計・施工に関する要件 第1節　焼却施設に関する技術要件	1.3　処理対象物の処理	5)各施設への供給条件	33	各施設への熱、電力の供給は無償供与となるのでしょうか？この場合、焼却施設の建設事業者、運営事業者のみが省エネに心がけた建設・運営し、それ以外の施設の建設・運営者は省エネを心がけない運営となると思われます。従って、各施設へ供給する熱、電力についても適正な価格にて取引することがトータルコストの低減につながると考えます。	無償とします。
161	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第3章　設計・施工に関する要件 第1節　焼却施設に関する技術要件	1.3　処理対象物の処理	8)　排水処理設備	34	下水道放流する生活排水は、そのまま放流できるのでしょうか。 浄化槽法（p22)との記載もありますが、添付資料７－２下水インフラ計画では各施設より、各々本管に接続されていますので浄化槽との関連が分かりません。 ご教示願います。	生活排水はそのまま下水放流といたします。
162	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第3章　設計・施工に関する要件 第1節　焼却施設に関する技術要件	1.3　処理対象物の処理	11）計装制御設備	34	建設費積算のため、排ガス測定値の電光掲示板の設置場所をご教示願います。	啓発・管理棟入口付近を想定しています。
163	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第3章　設計・施工に関する要件 第1節　焼却施設に関する技術要件	1.3　処理対象物の処理	12）通信設備	34	電話の通話料金、通話設備の保守等の負担は、ご使用の状況によるため、周辺施設等の算出は困難です。通話料金、通話設備の保守の負担範囲は、焼却施設のみと解釈すればよろしいでしょうか。	電話料金の負担は焼却施設のみです。
164	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第3章　設計・施工に関する要件 第1節　焼却施設に関する技術要件	1.3　処理対象物の処理	12）通信設備	34	芝生広場と内線電話を繋ぐとありますが、芝生広場のどこに繋ぐのかご教示ください。	事業者の提案によります。
165	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第3章　設計・施工に関する要件 第1節　焼却施設に関する技術要件	1.3　処理対象物の処理	14）エレベーター設備	34	DBO方式ですので、見学者用以外の焼却施設内エレベーター設備については、LCC削減等の観点より各社の判断とさせて頂きたい。	事業者の提案によります。
166	ごみ焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第3章　設計・施工に関する要件 第1節　焼却施設に関する技術要件	1.3　処理対象物の処理	12）通信設備	34	啓発・管理施設、余熱利用施設、芝生広場等を含めた電話・インターネット等の主設備構成の考え方は、以下のいずれでしょうか。 ①　各施設それぞれに電話交換機等の主装置を設置し、局線を各施設それぞれに引き込む（設備の設置、配線の敷設は、各施設業務範囲にて行う）。各施設間の内線/ＬＡＮ等の連携用の配線工事は、各施設のＭＤＦまで、民間事業者が行う。 ②　ごみ焼却施設に全ての施設のための電話交換機等の主装置を設置し、全ての施設のための局線を引き込む（民間事業者の業務範囲）。各施設の外線、各施設間の内線連携用の配線工事	①とします。
167	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第3章　設計・施工に関する要件 第1節　焼却施設に関する技術要件	1.3　処理対象物の処理	11)計装制御設備	34	「排ガス測定値は、屋外については市が指定する場所に電光掲示板等を設置し、表示する」と記載がありますが事業用地内と考えても宜しいでしょうか。 また、表示するダイオキシン類は測定日時入とありますので、手分析値を表示すると考えても宜しいでしょうか。	啓発・管理棟入口付近を想定しています。ダイオキシン類は直近の測定データを表示します。

（仮称）姫路市新美化センター整備運営事業要求水準書の質問回答（焼却施設）

番号	施設	大項目	中項目	小項目	頁	内容	回答
168	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第3章　設計・施工に関する要件 第1節　焼却施設に関する技術要件	1.3　処理対象物の処理	16）説明調度品	35	説明調度品は再資源化施設と兼用と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
169	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第3章　設計・施工に関する要件 第1節　焼却施設に関する技術要件	1.5　メタル、スラグ等の再利用		35	メタル、スラグ等の有効利用の方法については、有価物として適切に取扱われる限り、運営期間中の変更も認められるとの理解でよろしいでしょうか。	2006年1月31日付の実施方針回答をご参照下さい。
170	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第3章　設計・施工に関する要件 第1節　焼却施設に関する技術要件	1.5　メタル、スラグ等の再利用		35	スラグの有効利用に関し、舗装等の公共事業への優先的な利用等、貴市にもご協力いただきたいと考えます。その際に必要となる品質基準につきご教示ください。	第１部第３章第１節3.6に示す基準を満たすこととします。
171	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第3章　設計・施工に関する要件 第1節　焼却施設に関する技術要件	1.3　処理対象物の処理	16）　説明用調度品	35	施設説明ソフトは用語は日本語版のみと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
172	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第3章　設計・施工に関する要件 第1節　焼却施設に関する技術要件	1.3　処理対象物の処理	16）　説明用調度品	35	説明用パンフレットの納品部数についてご教示願います。	詳細は募集要項に示します。
173	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第3章　設計・施工に関する要件 第1節　焼却施設に関する技術要件	1.4　エネルギー利用	(1) 発電設備	35	発電電力を再資源化施設（運転業務に要する）及び周辺施設に供給する場合は、有償を希望します。	無償とします。
174	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第3章　設計・施工に関する要件 第1節　焼却施設に関する技術要件	1.3　処理対象物の処理	16）　説明用調度品	35	本設備は啓発・管理施設の大会議室に設置するものと考えてよろしいでしょうか。またその場合、本設備を焼却施設の建設請負事業者が設計施工する必然性は特になく、啓発・管理施設工事に含めることが合理的と考えますが、いかがでしょうか。	焼却施設に設置するものとします。
175	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第3章　設計・施工に関する要件 第1節　焼却施設に関する技術要件	1.5　メタル、スラグ等の再利用		35	「メタル、スラグ等を有効利用する場合には・・・運営事業者が責任をもって処理する」とありますが、有効利用先業者が長期間山積み保管している場合や、やむなく余剰分を最終処分した場合に、貴市としての監視・指導・清算はどの様に行われますか。その追跡方法や判定基準をご教示願います。 また、経済原理を考える場合、55頁の「１ｔにつき8千円の委託費の減額」は高額過ぎ、現状のスラグの有効利用市場を混乱させるのではないでしょうか。減額ではなく、運営事業者の実費支払いによるマニフェスト処理が合理的と考えますが、いかがでしょうか	市としての監視・指導・清算は今後の検討とします。8千円の委託費については2006年1月31日付の実施方針回答をご参照下さい。
176	焼却施設	第２部　設計・施工に関する事項 第３章　設計・施工に関する要件 第１節　焼却施設に関する技術要件	1.4　エネルギー利用	(1) 発電設備	35	非常用発電機の容量は、焼却施設のみを考慮するものとしてよろしいでしょうか	事業者の提案とします。
177	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第3章　設計・施工に関する要件 第1節　焼却施設に関する技術要件	1.6　その他の要件	2）電波障害発生の防止	36	電波障害の調査・対策工事の考えを示されていますが、「電波障害が発生する地域には適切な対策を行う。」とは、どの地域を対象にどのような対策を考慮すればよろしいか、見積条件をご提示願います。	見積条件は特にありません。事業者からの提案とします。
178	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第3章　設計・施工に関する要件 第1節　焼却施設に関する技術要件	1.6　その他の要件	4）地中障害物	36	「本工事の施工に当たり、障害となる地中障害物は、建設請負事業者の負担により適切に処分する。」とありますが、平成17年12月14日に公表された(仮称)姫路市新美化センター整備運営事業実施方針において地中障害物やその他予見できない事項に関するコスト増大リスクについては貴市の負担となっていることから、地中障害物の処分に関する費用については貴市の負担との理解でよろしいでしょうか。	現在ボーリング調査を行っており、その結果を募集要項に明示します。それでもなお予見できない事項については市の負担とします。
179	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第3章　設計・施工に関する要件 第1節　焼却施設に関する技術要件	1.6　その他の要件	5）仮設物	36	地元住民等の要望・苦情等の受付を現場代理人が行うと受付の対応者を限定されていますが、受付の対応者は建設請負業者にて選任できるよう変更をお願いします。	受付の対応者は建設請負業者にて選任できることとしますが、その際市の了解を得てください。
180	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第3章　設計・施工に関する要件 第1節　焼却施設に関する技術要件	1.6　その他の要件	5）仮設物	36	貴市が地元住民等の要望・苦情等の対応を行い、受付け及び対応の協力を建設請負業者が行うとありますので、受付とは、要望・苦情等に対し、貴市の対応者をご連絡することと解釈してよろしいでしょうか。	窓口業務は市が行います。民間事業者はそれに協力してください。
181	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第3章　設計・施工に関する要件 第1節　焼却施設に関する技術要件	1.6　その他の要件	5）仮設物	36	地元住民にお知らせする掲示板の設置位置は、およそどの位置でしょうか。	事業用地の入口付近とします。

（仮称）姫路市新美化センター整備運営事業要求水準書の質問回答（焼却施設）

番号	施設	大項目	中項目	小項目	頁	内容	回答
182	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第3章　設計・施工に関する要件 第1節　焼却施設に関する技術要件	1.6　その他の要件	2）電波障害発生の防止	36	現状で判明している，電波障害の発生する懸念がある電波ルートなどはございますでしょうか。	現時点では把握しておりません。
183	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第3章　設計・施工に関する要件 第1節　焼却施設に関する技術要件	1.6　その他の要件	2）電波障害発生の防止	36	通常予見できない電波障害が発生しコストが増大した場合のリスクは、市殿にて負担頂けると理解して宜しいでしょうか。	詳細は募集要項に示します。
184	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第3章　設計・施工に関する要件 第1節　焼却施設に関する技術要件	1.6　その他の要件	2）電波障害発生の防止	36	民間事業者と市殿が検討し，市殿が対策エリアを特定するのは建設工程に影響のない時期までと理解して宜しいでしょうか。また，市殿が対策エリアを特定するのはいつを予定されているのかご教示願います。	現時点では対策エリアの特定する時期については未定です。
185	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第3章　設計・施工に関する要件 第1節　焼却施設に関する技術要件	1.6　その他の要件	2）電波障害発生の防止	36	建物が建ちあがる前に対策を実施するのは建設請負事業者で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
186	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第3章　設計・施工に関する要件 第1節　焼却施設に関する技術要件	1.6　その他の要件	2）電波障害発生の防止	36	建設後，対策が必要かどうかの判断をする為に電波調査を行うのは市殿で宜しいでしょうか。また，それはいつ実施予定かご教示願います。	詳細は今後検討します。
187	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第3章　設計・施工に関する要件 第1節　焼却施設に関する技術要件	1.6　その他の要件	2）電波障害発生の防止	36	建設後に対策を行う場合のコスト増大リスクは、市殿の負担と理解して宜しいでしょうか。	詳細は今後検討します。
188	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第3章　設計・施工に関する要件 第1節　焼却施設に関する技術要件	1.6　その他の要件	2）電波障害発生の防止	36	電波障害については、事前に発生状況と範囲を正確には予測し得ず、また根本的には施設の設置者である施主の責任において実施されるものであるため、施主負担として頂くのが一般的です。また、「住民等の窓口及び対策エリア場所及び対策方法の決定」が建設請負事業者に委ねられていない以上、その内容が一般的に見て合理的な範囲を越えるものとなる懸念を持たざるを得ず、電波障害対策については、建設中対策を除いて建設請負事業者の請負範囲外として頂けないでしょうか。	詳細は今後検討します。
189	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第3章　設計・施工に関する要件 第1節　焼却施設に関する技術要件	1.6　その他の要件	2）電波障害発生の防止	36	民間事業者（建設請負事業者）が調査・対策を実施する項目は、着工前調査、建設中対策、及び建設後調査・対策であると解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
190	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第3章　設計・施工に関する要件 第1節　焼却施設に関する技術要件	1.6　その他の要件	3)残存工作物及び樹木	36	判明している障害となる工作物があればご教授願います。	現時点では判明していません。
191	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第3章　設計・施工に関する要件 第1節　焼却施設に関する技術要件	1.6　その他の要件	3)残存工作物及び樹木	36	障害となりそうな工作物の内容や樹木等の量についてご教示願います。	現地を確認してください。
192	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第3章　設計・施工に関する要件 第1節　焼却施設に関する技術要件	1.6　その他の要件	4)地中障害物	36	「本工事の施工にあたり、障害となる地中障害物は、建設請負事業者の負担により適切に処分する。」とありますが、現時点で把握できる障害物をご教示願います。 なお、貴市において把握され、開示頂ける障害物以外の障害物については、その大小に関わらず「予期せぬ障害物」であり、処分費用を見込むことが困難です。 事前に開示頂けない地中障害物の処分は、全てにおいて工事範囲外であるべきと考えます。 ※本質問中の地中障害物とは、「地中障害物」、「汚染土壌」、「廃棄物」包含して、確認させて頂いております。	現在ボーリング調査を行っており、その結果を募集要項に明示します。それでもなお予見できない事項については市の負担とします。
193	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第3章　設計・施工に関する要件 第1節　焼却施設に関する技術要件	1.6　その他の要件	5）仮設物	36	地元住民からの要望・苦情等の受付けは，市殿が全面的に対応頂くことを希望します。これは，市殿が総合的な施策に基づき，建設予定地や事業内容を決定することから，住民対応の一次受付窓口を含め，市殿が主体的に対応頂くことが，必要であると判断する為です。	窓口業務は市が行います。民間事業者はそれに協力してください。
194	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第3章　設計・施工に関する要件 第1節　焼却施設に関する技術要件	1.6　その他の要件	5）仮設物	36	掲示板等の,市殿の指示する場所をご教示願います。	事業用地の入口付近とします。

番号	施設	大項目	中項目	小項目	頁	内容	回答
195	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第3章　設計・施工に関する要件 第1節　焼却施設に関する技術要件	1.6　その他の要件	4)地中障害物	36	敷地内の地中の廃棄物は、地中障害物とは見なさないと解釈してよろしいですか。	現在ボーリング調査を行っており、その結果を募集要項に明示します。それでもなお予見できない事項については市の負担とします。
196	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第3章　設計・施工に関する要件 第1節　焼却施設に関する技術要件	1.6　その他の要件	6）作業日及び作業時間	37	「状況によって市の指示により、作業日時を変更する場合がある。」との内容は、実施方針案の「貴市の事由による計画変更、遅延によるコスト増大リスクは貴市の分担」に該当する内容と解釈してよろしいでしょうか。	詳細は契約書で示します。
197	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第3章　設計・施工に関する要件 第1節　焼却施設に関する技術要件	1.6　その他の要件	6）作業日及び作業時間	37	年末・年始に該当するのは具体的にどの期間でしょうか。	１２月２９日～１月３日までとします。
198	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第3章　設計・施工に関する要件 第1節　焼却施設に関する技術要件	1.6　その他の要件	11）見学施設等	38	電光掲示板等を設置する場所は敷地内に１箇所と考えてよろしいでしょうか。	事業者の提案によりますが、最低1箇所は設置してください。
199	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第3章　設計・施工に関する要件 第1節　焼却施設に関する技術要件	1.6　その他の要件	10）緊急時対策	38	「非常用のバックアップとして、交流無停電電源装置を設置すること」とありますが、非常用照明は非常用発電装置からの送電または電池内蔵式とし、交流無停電電源装置は計装設備のDCSなどの電源と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
200	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第3章　設計・施工に関する要件 第1節　環境に関する技術要件	2.5　排水		39	「ごみピット汚水は前処理後炉内に噴霧する」とありますが、環境に関する水準を満足する場合、別方式を提案してよろしいですか。	別方式による提案は受け付けますが、その際選択をした理由を明記してください。
201	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第4章　試験・検査、試運転及び引渡性能試験 第1節　試験・検査	1.2　検査員による検査		40	検査員による随時検査の実施については、建設請負事業者へ事前の通知がなされるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
202	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第4章　試験・検査、試運転及び引渡性能試験 第1節　試験・検査			40	監督員及び検査員による検査に係る旅費・宿泊費等の費用は市殿負担と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
203	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第4章　試験・検査、試運転及び引渡性能試験 第1節　試験・検査	2.1　プラントの完成		40	「焼却施設のうちのプラント部分」の定義をご教示願います。	2006年1月31日付の実施方針回答をご参照下さい。
204	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第4章　試験・検査、試運転及び引渡性能試験 第3節　予備性能試験及び引渡性能試験	3.2 予備性能試験及び引渡性能試験の条件		41	「引渡性能試験の項目と方法については、事前に市と十分な協議を行って定めること。」とありますが、引渡性能試験の項目と方法は重要な引渡条件と考えますので、見積するためにも条件をご提示願います。	募集要項において引渡性能試験の項目と方法を示します。
205	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第4章　試験・検査、試運転及び引渡性能試験 第3節　予備性能試験及び引渡性能試験	3.2 予備性能試験及び引渡性能試験の条件		41	引渡性能試験の条件にある、全炉同時運転とは、焼却炉３炉と灰溶融炉２炉を同時に運転することと解釈してよろしいでしょうか。	焼却炉は３炉とし、灰溶融炉は、焼却炉３炉運転に対応する炉数とします。
206	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第4章　試験・検査、試運転及び引渡性能試験 第3節　予備性能試験及び引渡性能試験	3.2 予備性能試験及び引渡性能試験の条件		41	予備性能試験及び引渡性能試験は、それぞれ全炉同時運転で、10日間以上（合計２０日以上）、定格処理量以上の処理を行うものと解釈すればよろしいでしょうか。 この場合、１０日間の連続運転で定格処理が１日でも達成しなかった場合、再度、１０日間の性能試験を実施するものと考えてよろしいでしょうか。	現在検討中であり、詳細は募集要項に示します。
207	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第4章　試験・検査、試運転及び引渡性能試験 第1節　試験・検査	2.2　試運転		41	試運転期間中のリスクは全て建設請負業者が取ることとなりますので、試運転に係る業務は建設請負業者が実施することに変更を希望します。	運営事業者が事業の教育・訓練を適切に受けるために試運転を行うことを想定していますが、別の提案も受け付けます。
208	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第4章　試験・検査、試運転及び引渡性能試験 第1節　試験・検査	2.2　試運転		41	建設請負事業者が運営事業者に委託する「試運転に係る業務」の範囲をご教示願います。	事業者側にて提案してください。
209	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第4章　試験・検査、試運転及び引渡性能試験 第3節　予備性能試	3.2　予備性能試験及び引渡性能試験の条件		41	「市が認める計量証明機関」とは公告時に公表されると理解して宜しいでしょうか。	2006年1月31日付の実施方針回答をご参照下さい。

（仮称）姫路市新美化センター整備運営事業要求水準書の質問回答（焼却施設）

番号	施設	大項目	中項目	小項目	頁	内容	回答
210	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第4章　試験・検査、試運転及び引渡性能試験 第1節　試験・検査	2.2試運転		41	「建設請負事業者は、事前に市に申告した期日より・・・期日を前倒しすることができる」とありますが、その場合は、引渡し及び運営業務の開始も前倒しできると考えてよろしいでしょうか。また、保証期間及び運営業務期間は、前倒しした引渡し日から所定の年数を数えるものと考えてよろしいでしょうか。	引渡し及び運営業務日の前倒しは行いません。詳細は契約書に示します。
211	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第4章　試験・検査、試運転及び引渡性能試験 第3節　予備性能試験及び引渡性能試験	3.2　予備性能試験及び引渡性能試験の条件		41	「1日以上前から定格運転に入るものとし、引き続き連続10日間以上・・・定格処理量以上の処理を行う」とありますが、灰溶融炉は必要に応じ、メタルの排出や電極の交換のために一時的に停止できるものとし、その前後を含む一時停止期間は定格運転を満たさない事を許可される、と解釈してよろしいですか。	ご理解のとおりです。
212	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第4章　試験・検査、試運転及び引渡性能試験 第3節　予備性能試験及び引渡性能試験	3.4　性能保証期間		42	性能保証期間中に第1部第3章第1節に示される処理対象物の量及び性状が満たされない場合は、性能保証事項の未達について建設請負事業者は免責されるものと理解してよろしいでしょうか。	詳細は募集要項の契約書案に示します。
213	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第4章　試験・検査、試運転及び引渡性能試験 第3節　予備性能試験及び引渡性能試験	3.4　性能保証期間		42	性能保証期間の延長については、建設請負事業者の責に帰すべき事由によらず性能保証期間中において当該要求水準書(案)第2部第4章3.3に示される性能保証事項を満たすことができなかった箇所が対象とされるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
214	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第4章　試験・検査、試運転及び引渡性能試験 第3節　予備性能試験及び引渡性能試験	3.2　予備性能試験及び引渡性能試験の条件		42	引渡性能試験を改めて実施する項目は，所定の性能を達成することができなかった項目のみと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。詳細は募集要項に示します。
215	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第4章　試験・検査、試運転及び引渡性能試験 第3節　予備性能試験及び引渡性能試験	3.3 処理能力に係わる事項		42	年間処理量120,000t/年を処理できる能力の確認を試運転期間中に行う性能試験で実施することは困難と考えますが、確認方法を御教示下さい。	性能試験では確認を行えないため性能保証期間中に確認することとします。
216	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第4章　試験・検査、試運転及び引渡性能試験 第3節　予備性能試験及び引渡性能試験	3.7 副生成物の取り扱い		43	試運転中、「指定された要件を満足しない副生成物は、建設請負事業者の責任において適切に処理・処分する。」とありますが、試運転とは、指定された要件を満たすよう燃焼性等を調整する期間であるため、その殆どは要件を満足しないのが実情と考えます。 ①副生成物が要件を満たしているかどうかのようにご判断されるのか。（毎日、建設請負業者が分析するのか、分析費用も積算するのか。）　②飛灰中のダイオキシン類の含有量（１ng-TEQ/g以下）の分析は３週間以上必要であるが、その間に発生する副生成物は、貯留容量７日間（ご指定）に対しどのように扱うのか。　③試運転で発生する副生成物の処分費は事業者の判断により計上するのか。等、見積条件をご提示願います。	現在検討中であり、詳細は募集要項に示します。
217	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第4章　試験・検査、試運転及び引渡性能試験 第4節　試運転費用	5.1　かし担保	1）設計のかし担保	43	設計のかし担保期間は、第2部第4章第3節3.4に示される性能保証期間と同一と理解してよろしいでしょうか。	施工のかし担保と同様とします。
218	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第4章　試験・検査、試運転及び引渡性能試験 第3節　予備性能試験及び引渡性能試験	3.6教育訓練		43	「施設の運転業務の従事職員」の定義をご教示願います。	運転業務に携わる職員のことを指します。
219	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第4章　試験・検査、試運転及び引渡性能試験 第3節　予備性能試験及び引渡性能試験	3.6教育訓練		43	「建設請負業者は、････を行う。」とありますが「建設請負業者は、施設の運転業務の従事職員に対し、試運転期間中、十分な教育訓練を行う。」へ変更頂けないでしょうか。	変更は致しません。
220	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第4章　試験・検査、試運転及び引渡性能試験 第4節　予試運転費			43	試運転中に売電可能な場合に電力会社等が支払う対価は建設請負事業者が得るものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
221	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第4章　試験・検査、試運転及び引渡性能試験 第5節　かし担保	5.1　かし担保	1）設計のかし担保	43	疑義が生じた場合は，市殿と建設請負事業者の間で協議の上，確認が必要と両者が合意した場合に性能試験要領書を作成し，性能及び機能の確認を建設請負事業者の負担にて行うこととして理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

（仮称）姫路市新美化センター整備運営事業要求水準書の質問回答（焼却施設）

番号	施設	大項目	中項目	小項目	頁	内容	回答
222	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第4章　試験・検査、試運転及び引渡性能試験 第4節　試運転費用		1)市の費用負担範囲	43	試運転により発生する副生成物は、大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）受入基準を満足すれば、18頁の「副生成物に関する基準値」を満足しなくともよいものしてよろしいですか。	検討中であり、詳細は募集要項に示します。
223	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第4章　試験・検査、試運転及び引渡性能試験 第4節　試運転費用		1)市の費用負担範囲	43	試運転期間中に発生する副生成物についてはすべて、貴市の費用負担にて搬出・処理していただけるとの解釈でよろしいでしょうか。	検討中であり、募集要項で示します。
224	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第4章　試験・検査、試運転及び引渡性能試験 第4節　試運転費用		2)建設請負事業者の費用負担範囲	43	試運転期間中の売電収入は、建設請負事業者に帰属するとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
225	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第4章　試験・検査、試運転及び引渡性能試験 第4節　試運転費用		2)建設請負事業者の費用負担範囲	43	「環境モニタリング」は、性能保証上の公害防止基準にかかる項目の測定、すなわち騒音・振動・悪臭等の敷地境界線上の測定等を指すものであり、60頁に記載の、貴市が自らの負担により行われる周辺環境モニタリングの測定は含まないと解釈してよろしいですか。	ご理解のとおりです。
226	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第4章　試験・検査、試運転及び引渡性能試験 第5節　かし担保	5.1　かし担保	1）設計のかし担保	44	引渡しを受けた日とございますが，引渡しに対する条件は，引渡性能試験により性能が満足されていることの確認が完了した段階と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
227	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第5章　土木建築特記事項 第1節　計画基本事項	1.1　計画概要		45	建設請負業者が移設する「障害となる地下埋設物等」とはどのようなものでしょうか。 或いは、実施方針案に基づき、ご提示なく予見できない条件（コスト増大）は、貴市のリスク分担範囲として解釈すればよろしいでしょうか。	現在ボーリング調査を行っており、その結果を募集要項に明示します。それでもなお予見できない事項については市の負担とします。
228	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第5章　土木建築特記事項 第1節　計画基本事項	1.1　計画概要	2)地質調査	45	No.1とNo.2のボーリング調査箇所の間で、もう1箇所ボーリング調査を市で実施して頂き，データを開示頂くことは可能でしょうか。	現在ボーリング調査を行っており、その結果を募集要項に明示します。
229	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第5章　土木建築特記事項 第1節　計画基本事項	1.2 施設配置計画	2)動線計画	45	『構内道路内に待避スペースを設けること。』と記載ありますが，何台分の待避スペースを設置する必要があるのでしょうか。また，ごみ搬入車と粗大搬入車の待避スペースは分ける必要があるのでしょうか。	事業者の提案によります。
230	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第5章　土木建築特記事項 第1節　計画基本事項	1.1　計画概要	1)工事範囲	45	「敷地の整地以降…」とありますが、着工時には造成が終了していると考えて宜しいでしょうか。また、着工時の高さをご教授願います。	ご理解のとおりです。高さは添付資料3のとおりです。
231	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第5章　土木建築特記事項 第2節　建築・建築設備工事	2.1　全体計画	4）収集職員休憩所及び倉庫	46	収集職員休憩所及び倉庫は、添付資料２に示されるように別棟とのご指定でしょうか。また収集職員４０名に対し駐車場は何台分、計画すればよろしいでしょうか。	収集車１０台程度の駐車場とします。
232	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第5章　土木建築特記事項 第2節　建築・建築設備工事	2.1　全体計画	4）収集職員休憩所及び倉庫	46	収集職員用の事務所は、本事業用地以外にあるものと考えてよろしいでしょうか。	添付資料2を参照してください。
233	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第5章　土木建築特記事項 第2節　建築・建築設備工事	2.1　全体計画	4）収集職員休憩所及び倉庫	46	倉庫とは、何を保管するものとして計画すればよろしいのでしょうか。 倉庫の仕様条件をご提示願います。	現時点では、保管物は特定しておりません。
234	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第5章　土木建築特記事項 第2節　建築・建築設備工事	2.1　全体計画	1）　基本方針	46	全周仮囲いの実施については建設工事期間中と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
235	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第5章　土木建築特記事項 第2節　建築・建築設備工事	2.1　全体計画	1）　基本方針	46	全周仮囲いの区域について，ご教示願います。	事業用地の全てとします。
236	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第5章　土木建築特記事項 第2節　建築・建築設備工事	2.1　全体計画	4）収集職員休憩所及び倉庫	46	収集職員休憩所は啓発・管理施設内ではなく焼却施設内に確保するという理解して宜しいしょうか。また，倉庫に保管するものはどのようなものでしょうか。	収集職員休憩所は、別棟とします。倉庫に保管するものは特定していません。
237	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第5章　土木建築特記事項 第3節　土木工事及び外構工事	3.2 外構工事		48	事業用地全体の中で、どのエリアの外構工事をすればよろしいか、範囲を図示願います。	ごみ焼却・リサイクルゾーンの全てとします。

（仮称）姫路市新美化センター整備運営事業要求水準書の質問回答（焼却施設）

番号	施設	大項目	中項目	小項目	頁	内容	回答
238	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第5章　土木建築特記事項 第3節　土木工事及び外構工事	3.2 外構工事		48	外構工事で「特に定めのない設備等についても、必要に応じ考慮すること。」とは、どのような観点で計画すればよろしいのでしょうか。	事業者の提案によります。
239	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第5章　土木建築特記事項 第3節　土木工事及び外構工事	3.2 外構工事	2)駐車場整備工事	48	各種車両の駐車台数について確保必要な台数があればご教示願います。	収集車両１０台、利用者用５０台、従業員用等８０台程度とします。なお、見学者用バスについては、余熱利用施設の駐車場を利用するものとします。
240	焼却施設	第2部　設計・施工に関する事項 第5章　土木建築特記事項 第3節　土木工事及び外構工事	3.2 外構工事	5)植栽	48	緑化率の規定があればご教示願います。	工場緑化率以外の規定はありません。
241	焼却施設	第3部　運営に関する事項 第1章　運営に関する基本的事項 第1節　対象業務範囲			49	運営事業者が清掃・保守点検等を行う場所は，市殿で担当される収集に係る箇所は含まれないと理解して宜しいでしょうか。	詳細は募集要項に示します。
242	焼却施設	第3部　運営に関する事項 第1章　運営に関する基本的事項 第1節　対象業務範囲			49	運営業務に係る資材調達コストや維持管理に係る実施コスト及び作業人工の積算根拠については，その詳細は民間事業者のノウハウ面もあり，開示内容は民間事業者が決定できることを希望します。	開示内容は協議により決定するものとします。詳細は募集要項の契約書案に示します。
243	焼却施設	第3部　運営に関する事項 第1章　運営に関する基本的事項 第3節　運営における遵守事項	3.2　各種要件の遵守		50	「事業期間経過後も引き続き性能が満たされるように適正に焼却施設の運営を行う」について、事業期間経過後（運営委託契約の満了後）の焼却施設の性能を民間事業者が保証するものではないと理解してよろしいでしょうか。	2006年1月31日付の実施方針回答をご参照下さい。
244	焼却施設	第3部　運営に関する事項 第1章　運営に関する基本的事項 第3節　運営における遵守事項	3.3 焼却施設運営のための人員等		50	ボイラータービン主任技術者の代務者は、許可主任技術者でありボイラー技士1級又は2級の資格は不要です。 敢えてボイラー技士1級又は2級の資格者を配置することが必要でしょうか、ご教示ください。	ボイラー技士1級又は2級の資格者は不要です。
245	焼却施設	第3部　運営に関する事項 第1章　運営に関する基本的事項 第4節　保険への加入			50	市殿で必要と想定している保険契約内容をご教示願います。	募集要項の契約書案に示します。
246	焼却施設	第3部　運営に関する事項 第1章　運営に関する基本的事項 第4節　保険への加入			50	火災保険・機械保険については，市殿で付保される場合，運営事業者に対する求償権を放棄頂くことが提案金額の削減に有効と考えますので，ご検討願います。	募集要項の契約書案に示します。
247	焼却施設	第3部　運営に関する事項 第1章　運営に関する基本的事項 第4節　保険への加入			50	加入する保険の契約内容・条件等について、運営事業者が主体的に判断したものを貴市において確認されるものと理解していますが、よろしいでしょうか。	募集要項の契約書案に示します。
248	焼却施設	第2章 施設運営に関する要件	1.1　基本的な事項	1)処理能力等	52	「施設への処理対象物の投入は、当該施設の最大処理能力を超えないように行い」とありますが、引渡性能試験では定格処理能力以上の処理が条件となっています。最大処理能力とは定格処理能力でないとも解釈できますが、何を示しているのかご教示下さい。	現在検討中であり、詳細は募集要項で示します。
249	焼却施設	第3部　運営に関する事項 第2章　施設運営に関する要件 第1節　施設運営に関する要件	1.1　基本的な事項	3)機能維持のための検査	52	「さらに、ISO9000に基づき、施設の維持管理にかかる品質管理基準を構築し、モニタリングを行うこと。」とありますが、これはISO9000の認証を取得するものとの理解でよろしいでしょうか。またこの場合、ISO9000の認証を取得するのは貴市ではなく運営事業者であるとの理解でよろしいでしょうか。	原則的にはご理解のとおりですが、取得を義務づけるものではありません。
250	焼却施設	第3部　運営に関する事項 第2章　施設運営に関する要件 第1節　施設運営に関する要件	1.1　基本的な事項	1)処理能力等	52	「当該施設の最大処理能力を超えないように行い」とございますが，最大処理能力とは1.3.2.2に記載されている施設規模とは異なると理解して宜しいでしょうか。	施設規模と同義とご理解ください。
251	焼却施設	第3部　運営に関する事項 第2章　施設運営に関する要件 第1節　施設運営に関する要件	1.1　基本的な事項	3)機能維持のための検査	52	精密機能検査は建設事業者が実施可能な場合は，第三者機関ではなく，建設事業者が実施して宜しいでしょうか。	第三者機関とします。
252	焼却施設	第3部　運営に関する事項 第2章　施設運営に関する要件 第1節　施設運営に関する要件	1.1　基本的な事項	6)環境保全	52	将来的に「姫路市環境アクション」の内容に変更が生じた場合は，制度・法令変更に係るリスクに準じた扱いとなるものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
253	焼却施設	第3部　運営に関する事項 第2章　施設運営に関する要件 第1節　施設運営に関する要件	1.1　基本的な事項	3）機能維持のための検査	52	3年に1回の精密機能検査を実施する第三者機関は、貴市にて選定されることになるのでしょうか。該当する第三者機関や精密機能検査の内容が貴市の指定であるならば、本件に関連する見積コストは貴市よりご提示いただきたいと考えます。	事業者にて選定し、市の承認を受けた後、実施するものとします。

（仮称）姫路市新美化センター整備運営事業要求水準書の質問回答（焼却施設）

番号	施設	大項目	中項目	小項目	頁	内容	回答
254	焼却施設	第2章　第1節 1.1　基本的な事項	1.1　基本的な事項	1)処理能力等	52	「・・・当該施設の最大処理能力を超えないように行い・・・」とありますが、当該施設の最大能力について、定義いただけますでしょうか。 要求水準書に記載の施設最大能力（450t/日）、各社が提案する各炉の最大処理能力等。	要求水準書に記載の施設最大能力（450t/日）です。
255	焼却施設	第3部　運営に関する事項 第2章　施設運営に関する要件 第1節　施設運営に関する要件	1.2 処理対象物の処理に関する要件	1) 受入供給設備 (2) 処理不適物の排除と返還	53	「処理不適物の排除は、原則としてごみピットに投入する前に実施する」とありますが、貴市がパッカー車で搬入されるされる一般廃棄物は、直接ごみピットへ投入されることより、事前の排除はできません。　本条件は、直接搬入ごみに関する条件と解釈すればよろしいでしょうか。 また、パッカー車からの処理不適物の混入は殆ど無いものとして計画してよろしいでしょうか。	直接搬入ごみに関する条件とします。詳細は契約書にて示します。
256	焼却施設	第3部　運営に関する事項 第2章　施設運営に関する要件 第1節　施設運営に関する要件	1.2 処理対象物の処理に関する要件	1) 受入供給設備 (2) 処理不適物の排除と返還	53	直接搬入ごみから排除された処理不適物を搬入許可者若しくは直接般入者に返還するための費用は貴市の負担と理解してよろしいでしょうか。	市の責任で行います。
257	焼却施設	第3部　運営に関する事項 第2章　施設運営に関する要件 第1節　施設運営に関する要件	1.2 処理対象物の処理に関する要件	1) 受入供給設備	53	「一般市民が直接搬入を行う際の補助業務」とは、どのような業務を想定されているのかご教示願います。	処理不適物の選別作業等です。
258	焼却施設	第2章　第1節 1.2　処理対象物の処理に関する要件	1.2 処理対象物の処理に関する要件	1) 受入供給設備 (2) 処理不適物の排除と返還	53	処理不適物の排除・返還に伴う搬入者との交渉については、運営事業者では対応しきれないと考えられますので、市の業務範囲に含めていただけませんでしょうか。	市の業務範囲とします。
259	焼却施設	第3部　運営に関する事項 第2章　施設運営に関する要件 第1節　施設運営に関する要件	1.2 処理対象物の処理に関する要件	7) 排水処理設備	54	運営に関する要件では、余熱利用施設からの排水を再利用するとありますが、設計施工に関する要件（p34）では、排水処理設備の設計条件に余熱利用施設の排水受入はありません。余熱利用施設の排水の受入はあるのでしょうか。 なお、余熱利用施設の排水を利用する前提であるならば、設備仕様を定める排水の水質条件、焼却炉又は余熱利用施設の停止時の扱い等の取り合い条件をご提示願います。	余熱利用施設からの排水の受入は提案によるものとします。 排水の水質は事業者にて設定下さい。
260	焼却施設	第2章　第1節 1.2　処理対象物の処理に関する要件	1.2 処理対象物の処理に関する要件	7) 排水処理設備	54	(2)にて、「・・・余熱利用施設からの排水と併せ、その水質に応じて・・・」とありますが、余熱利用施設からの排水は処理されたものとして計画してよろしいでしょうか。P33「1.3処理対象物の処理　8)排水処理設備」では、処理対象物は焼却施設及び再資源化施設からの排水と記載されています。	余熱利用施設からの排水は処理されていないものとして計画してください。
261	焼却施設	第3部　運営に関する事項 第2章　施設運営に関する要件 第1節　施設運営に関する要件	1.3 エネルギー利用に関する要件		55	余熱利用設備等への熱供給量が変動すると、売電量及び売電収入が変動し、運営事業者の収益に影響します。 運営事業者は「熱供給事業法」に準拠し運転することとありますが、熱供給事業法第１４条に「地方公共団体以外の熱供給事業者は、熱供給の料金その他の供給条件について供給規程を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。」とあるため、熱供給の料金を定め、熱供給量に関する計画と実績の差異は精算いただけると考えてよろしいでしょうか。	熱供給量は見積のための参考値とご理解ください。ただし、熱供給量が提示の量から大幅に逸脱した場合の取扱いについての詳細は、契約書に示します。
262	焼却施設	第3部　運営に関する事項 第2章　施設運営に関する要件 第1節　施設運営に関する要件	1.4　副生成物に関する要件	1) メタル、スラグ等	55	運営事業者が提案するメタル、スラグ等の有効利用が可能な量については、基本契約又は運営委託契約において運営期間中は変更できない条件とされると理解すべきでしょうか。また、買い取る金額については運営事業者の提案によると理解してよろしいでしょうか。	2006年1月31日付の実施方針回答をご参照下さい。
263	焼却施設	第3部　運営に関する事項 第2章　施設運営に関する要件 第1節　施設運営に関する要件	1.4　副生成物に関する要件	1) メタル、スラグ等	55	メタル、スラグは民間事業者が提案する量を買い取るとあり、有効利用できない量は８千円/ｔを減額するとありますが、民間事業者の責によらないごみ量およびごみ質の変動により、提案量を越えるメタル、スラグが発生した場合は、貴市の責任で処分すると考えてよろしいでしょうか。	2006年1月31日付の実施方針回答をご参照下さい。
264	焼却施設	第3部　運営に関する事項 第2章　施設運営に関する要件 第1節　施設運営に関する要件	1.4　副生成物に関する要件	1) メタル、スラグ等	55	委託費が減額される場合、減額の対象となるのは運営委託費のみとの理解でよろしいでしょうか。	2006年1月31日付の実施方針回答をご参照下さい。
265	焼却施設	第3部　運営に関する事項 第2章　施設運営に関する要件 第1節　施設運営に関する要件	1.4　副生成物に関する要件	1) メタル、スラグ等	55	貴市が求められる副生成物の各種の検査データの提示は、表3-2(p58)に示される計測項目及び計測頻度に基づき計測したデータと解釈すればよろしいでしょうか。 （表3-2以外の検査については、貴市の負担で実施される。p57)	ご理解のとおりです。ただし計測項目・頻度については運営事業者との協議の上適宜変更することもあります。費用負担については協議とします。

（仮称）姫路市新美化センター整備運営事業要求水準書の質問回答（焼却施設）

番号	施設	大項目	中項目	小項目	頁	内容	回答
266	焼却施設	第3部　運営に関する事項 第2章　施設運営に関する要件 第1節　施設運営に関する要件	1.4　副生成物に関する要件	2）飛灰処理物等	55	貴市の飛灰処理物等の搬出車両は、どのような頻度で搬出されるのか。運営業者が実施する搬出車両への積載作業の負荷を想定するため、ご提示願います。	提案による発生量に応じ、適切に搬出いたします。
267	焼却施設	第3部　運営に関する事項 第2章　施設運営に関する要件 第1節　施設運営に関する要件	1.4　副生成物に関する要件	2）飛灰処理物等	55	運営事業者が飛灰等処理物を搬出車両に積載する際の費用は貴市の負担と理解してよろしいでしょうか。	事業者負担とします。
268	焼却施設	第3部　運営に関する事項 第2章　施設運営に関する要件 第1節　施設運営に関する要件	1.5　施設の補修更新に関する要件	(1)維持管理補修計画	55	「市は、焼却施設の機能を事業期間終了後5年間にわたり維持するための説明を求め、必要に応じ、維持管理補修計画の改定ならびに適切な維持管理補修を求めることができる。」とありますが、事業期間終了後の運営事業者のこの様な役務の提供についての対価は運営費に含まれるものではなく、別途貴市から運営事業者に対価が支払われるものと理解してよろしいでしょうか。また、運営事業者は事業期間終了後5年間に渡る焼却施設の機能の維持について責任を負うものではないと理解してよろしいでしょうか。	2006年1月31日付の実施方針回答をご参照下さい。
269	焼却施設	第3部　運営に関する事項 第2章　施設運営に関する要件 第1節　施設運営に関する要件	1.5　施設の補修更新に関する要件	(1)維持管理補修計画	55	「維持管理補修計画を策定し、これを実行する」と記載されておりますが、「維持管理補修計画を策定し、事業期間中これを実行する」に変更頂けないでしょうか。	特に変更は行いません。
270	焼却施設	第3部　運営に関する事項 第2章　施設運営に関する要件 第1節　施設運営に関する要件	1.4　副生成物に関する要件	1）メタル、スラグ等	55	メタルやスラグ等の有効利用条件については民間事業者からの提案に委ねられていますが、具体的な条件（引き取り可能な量、単価等）については毎年見直して提案することになるのでしょうか。メタルやスラグ等の有効利用条件は、技術変革や政策変更などの外部要因によって著しく左右されるため、民間事業者にとって、事業期間全般にわたって条件を確定することとは困難となります。	2006年1月31日付の実施方針回答をご参照下さい。
271	焼却施設	第3部　運営に関する事項 第2章　施設運営に関する要件 第1節　施設運営に関する要件	1.4　副生成物に関する要件	1）メタル、スラグ等	55	有効利用できないスラグ、メタル等は、飛灰処理物と同様に、貴市が搬出・処分されるものと解釈してよろしいですか。	市で処理しますが、別途費用を徴収いたします。
272	焼却施設	第3部　運営に関する事項 第2章　施設運営に関する要件 第1節　施設運営に関する要件	1.4　副生成物に関する要件	1）メタル、スラグ等	55	「１ｔにつき8千円の委託費を減額」とありますが、この場合のスラグの性状は、大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）受入基準以下でよいのではないでしょうか。もしくは、再利用基準を満足する場合の処分費用は、同センターにおける陸上残土の処分費用1260円/ｔ相当を基準とされるのが妥当ではないでしょうか。	2006年1月31日付の実施方針回答をご参照下さい。
273	焼却施設	第3部　運営に関する事項 第2章　施設運営に関する要件 第1節　施設運営に関する要件	1.5　施設の補修更新に関する要件	(1)維持管理補修計画	55	運営事業者が行う維持管理補修計画の策定及び実行は、事業期間内に限定されると解釈してよろしいですか。また、事業期間終了後5年間には、それ相応の費用をもって補修が計画され実行されるのであり、引渡し直前に5年間分の補修を前倒しされる事は無い、と解釈してよろしいですか。	2006年1月31日付の実施方針回答をご参照下さい。
274	焼却施設	第3部　運営に関する事項 第2章　施設運営に関する要件 第1節　施設運営に関する要件	1.5　施設の補修更新に関する要件	(1)維持管理補修計画	55	「市と運営事業者は、維持管理補修計画および維持管理補修の考え方に基づき、毎年度、焼却施設の維持管理補修の内容について協議する。」とありますが、維持管理補修に関する協議は具体的に、どのように（事業終了後の何年間に渡って、各年度のどの時期に開催されるのか、等）行われることになるのでしょうか。	運営期間中基本的に毎年度行います。
275	焼却施設	第3部　運営に関する事項 第2章　施設運営に関する要件 第1節　施設運営に関する要件	1.4　副生成物に関する要件	2）飛灰処理物等	55	飛灰処理物を搬出する場合も1tにつき8千円の委託費の減額と考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
276	焼却施設	第3部　運営に関する事項 第2章　施設運営に関する要件 第1節　施設運営に関する要件	1.5　施設の補修更新に関する要件	(2)補修・更新の実施	56	「更新」とは、要求水準書で定められる性能及び機能を本事業の運営期間において維持するためのものと解釈してよろしいでしょうか。 すなわち、制度・法令変更（貴市がリスクを分担）のほか、ごみ処理技術の発展等に伴う改良は、価格提案書に計上することは不可能ですので、事業者が費用負担する「更新等」の範囲に含まれないと考えてよろしいでしょうか。	2006年1月31日付の実施方針回答をご参照下さい。
277	焼却施設	第3部　運営に関する事項 第2章　施設運営に関する要件 第1節　施設運営に関する要件	1.6 事業期間終了の引き継ぎ時における施設の要求水準		56	事業期間終了後の継続に際し、５年間の継続使用に支障がある大きな損傷の判断は、第三者機関の性能機能検査の結果によるものであり、その他の検査を実施する必要は無いと解釈すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
278	焼却施設	第3部　運営に関する事項 第2章　施設運営に関する要件 第1節　施設運営に関する要件	1.6 事業期間終了の引き継ぎ時における施設の要求水準		56	「大きな破損がなく、良好な状態であること」について、不可抗力その他民間事業者の責に帰すべき事由以外の事由による施設の破損については、民間事業者は免責されるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。詳細は募集要項の契約書案に示します。

（仮称）姫路市新美化センター整備運営事業要求水準書の質問回答（焼却施設）

番号	施設	大項目	中項目	小項目	頁	内容	回答
279	焼却施設	第3部　運営に関する事項 第2章　施設運営に関する要件 第1節　施設運営に関する要件	1.6 事業期間終了の引き継ぎ時における施設の要求水準		56	「主要な設備機器等が当初の設計図書に規定されている基本的な性能（容量、風量、温湿度、強度等計測可能なもの）を満たしていること」について、不可抗力その他民間事業者の責に帰すべき事由以外の事由による施設の破損については、民間事業者は免責されるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。詳細は募集要項の契約書案に示します。
280	焼却施設	第3部　運営に関する事項 第2章　施設運営に関する要件 第1節　施設運営に関する要件	1.6 事業期間終了の引き継ぎ時における施設の要求水準		56	「資格審査の通過者に対する市が所有する資料の開示」は，開示前に市殿が開示しようとする資料について，運営事業者及び建設請負事業者に協議頂き，運営事業者又は建設請負事業者のノウハウ面等，他事業者に開示が望ましくないと運営事業者又は建設請負事業者が判断する資料については，開示を取り止め頂くことができると理解して宜しいでしょうか。	開示内容は協議により決定するものとします。詳細は募集要項の契約書案に示します。
281	焼却施設	第3部　運営に関する事項 第2章　施設運営に関する要件 第1節　施設運営に関する要件	1.6 事業期間終了の引き継ぎ時における施設の要求水準		56	運営事業者又は建設請負事業者に求められる「事業期間終了後の運営支援」とは具体的にどのようなものを想定されているのでしょうか。	運営業務へのアドバイス等を想定しています。詳細は契約書に示します。
282	焼却施設	第3部　運営に関する事項 第2章　施設運営に関する要件 第1節　施設運営に関する要件	1.5　施設の補修更新に関する要件	(2)補修・更新の実施	56	「補修更新工事前までに補修計画書又は更新計画書を提出してその確認を受ける」とありますが、発見工事や突発故障の場合には、臨機応変なる対応が可能なものとし、事後報告・確認を受ける事も可能として頂くようお願いいたします。	ご理解のとおりです。
283	焼却施設	第3部　運営に関する事項 第2章　施設運営に関する要件 第1節　施設運営に関する要件	1.5　施設の補修更新に関する要件	(2)補修・更新の実施	56	「補修更新の作業が終了した時は・・・当該設備の試運転及び引渡性能試験を行い・・・作業完了基準を満たす事を確認し」とありますが、補修更新の対象物や内容によっては、工場検査成績書や、外観検査、試運転のみ、施設内各種計器の指示値等でも作業完了基準を満たす事を確認され得る、と解釈してよろしいですか。	ご理解のとおりです。
284	焼却施設	第3部　運営に関する事項 第2章　施設運営に関する要件 第1節　施設運営に関する要件	1.6 事業期間終了の引き継ぎ時における施設の要求水準		56	「施設が、市が本要求水準書に記載の業務の実施のために、事業期間終了後も継続して5年間にわたり使用することに支障のない状態であることを確認するために、第三者機関による性能機能検査を市の立会いの下に実施する」とありますが、当該検査にかかる費用は貴市の負担と考えてよろしいでしょうか。	事業者の負担とします。
285	焼却施設	第3部　運営に関する事項 第2章　施設運営に関する要件 第1節　施設運営に関する要件	1.6 事業期間終了の引き継ぎ時における施設の要求水準		56	「事業期間終了後の運営支援」は、別途有償と解釈してよろしいですか。無償の場合、その内容は、助言程度と解釈してよろしいですか。またその期間を明示頂くか、最長1年間としてよろしいですか。	2006年1月31日付の実施方針回答をご参照下さい。
286	焼却施設	第3部　運営に関する事項 第2章　施設運営に関する要件 第1節　施設運営に関する要件	1.7 その他の要件	1）見学者対応	56	見学者対応は、37頁 1.6 6）に定められた作業日および作業時間内（日曜日、国民の祝日及び年末・年始を除いた日の午前8時から午後5時まで）に行うものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
287	焼却施設	第3部　運営に関する事項 第2章　施設運営に関する要件 第1節　施設運営に関する要件	1.7 その他の要件	3)市川美化センターとの連携	56	「③　産業廃棄物の受入調整」とありますが、産業廃棄物について、定義願います。	産業廃棄物を廃棄物と訂正いたします。
288	焼却施設	第3部　運営に関する事項 第2章　施設運営に関する要件 第1節　施設運営に関する要件	1.7 その他の要件	1）見学者対応	57	表3-1に見学者来場者数の実績をご提示頂いていますが、見学件数も出来ましたらご提示願えませんでしょうか。	見学件数実績は、平成15年度：市川美化センター（28件）・南部美化センター（42件）、平成16年度：市川美化センター（38件）・南部美化センター（50件）です。小学生の社会科見学が4月～7月に集中します。
289	焼却施設	第3部　運営に関する事項 第2章　施設運営に関する要件 第1節　施設運営に関する要件	1.7 その他の要件	1）見学者対応	57	見学者は学校単位等で来場されていると思いますが，そのグループ数や受入時期の実績をご教示願います。	見学件数実績は、平成15年度：市川美化センター（28件）・南部美化センター（42件）、平成16年度：市川美化センター（38件）・南部美化センター（50件）です。小学生の社会科見学が4月～7月に集中します。
290	焼却施設	第3部　運営に関する事項 第2章　施設運営に関する要件 第2節　環境影響監理	2.1　施設運営中の計測管理		57	「市が希望する場合には，原則として市の費用負担のもとで」との記載ありますが，市が希望する場合で運営事業者が負担する場合はないと理解して宜しいでしょうか。	原則としてご理解のとおりです。
291	焼却施設	第3部　運営に関する事項 第2章　施設運営に関する要件 第2節　環境影響管理	2.1　施設運営中の計測管理		58	表3-2 焼却施設の運転に係る計測項目にあります、スラグ、メタルの「品質検査」の内容をご教示願います。	スラグについてはJIS化の検討基準を参照し、用途に応じた内容を規定の回数測定することとします。メタルについては受取先との調整により検査内容及び頻度を決定します。

（仮称）姫路市新美化センター整備運営事業要求水準書の質問回答（焼却施設）

番号	施設	大項目	中項目	小項目	頁	内容	回答
292	焼却施設	第3部　運営に関する事項 第2章　施設運営に関する要件 第2節　環境影響管理	2.2　性能未達の場合の対応	(1)要監視基準と停止基準	58	長期の施設停止の原因がごみ質もしくはごみ量の変動による場合又は不可抗力その他運営事業者の責に帰すべき事由以外による場合は、他の処理方法の検討について運営事業者は責任を負わないものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。詳細は募集要項の契約書案に示します。
293	焼却施設	第３部　運営に関する事項 第２章　施設運営に関する要件 第１節　施設運営に関する技術要件	2.1　施設運営中の計測管理	表3-2焼却施設の運営に係る計測項目	58	ごみ質の塩基度は計測しないものとしてよろしいでしょうか。 また、安定創業期における各計測回数は、関係法令に従うものとして低減できないでしょうか。	要求水準書上では規定しませんが、必要に応じ事業者側で測定ください。測定回数は要求水準書に示す回数とします。
294	焼却施設	第3部　運営に関する事項 第2章　施設運営に関する要件 第2節　環境影響管理	2.2　性能未達の場合の対応	(4)副生成物の基準未達	59	「運営事業者は、焼却施設の改善が完了したと判断された時点で、副生成物の再度の計測を市に要請することができる。」とありますが、運営事業者が副生成物の再度の計測を貴市に要請した場合の副生成物に関する再処理の対象範囲は、前回の正常な計測結果が出てから運営事業者が副生成物の再度の計測を貴市に要請した場合の計測結果を貴市が確認するまでに排出された副生成物であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
295	焼却施設	第3部　運営に関する事項 第2章　施設運営に関する要件 第2節　環境影響管理	2.2　性能未達の場合の対応	(5)再処理の対象範囲	59	基準未達時、副生成物の再処理の対象範囲が、「前回の正常な計測結果が出てから次の定期的な計測結果が出るまでに排出された副生成物」とありますが、計測頻度は第3部第2章2.1に基づくことより、基準未達時は最大、半年分、遡り再処理するとの条件になり、実現不可能と考えます。すなわち貯留日数７日の設備であるため、半年前の飛灰は貴市にて処理済み、スラグ等も有効利用済みです。 どのような方法で再処理の対象物を回収されるのか、再処理とは具体的にどのようなことを想定されているのか、ご教示願います。	可能な範囲で回収し、再処理することとします。
296	焼却施設	第3部　運営に関する事項 第2章　施設運営に関する要件 第2節　環境影響管理	2.2　性能未達の場合の対応	(5)再処理の対象範囲	59	再処理の対象範囲は、スラグを生産時期毎に区分貯留する事で、異常があった場合、過去にさかのぼって検査を行い、異常が検出された時期以降の貯留分のものを再処理することや、その異常スラグを別途後処理することにより基準を満足する方法等、同等の工夫も認められると解釈してよろしいですか。	ご理解のとおりです。
297	焼却施設	第3部　運営に関する事項 第2章　施設運営に関する要件 第2節　環境影響管理	2.3　施設停止後の対応		60	停止基準を逸脱した理由が測定機器の誤作動等の軽微で、その原因及び改善策が自明である場合には、副生成物の再処理は不要であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
298	焼却施設	第3部　運営に関する事項 第2章　施設運営に関する要件 第2節　環境影響管理	2.4　監視強化後の対応		60	要監視基準を逸脱した理由が測定機器の誤作動等の軽微で、その原因及び改善策が自明である場合には、副生成物の再処理は不要であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
299	焼却施設	第3部　運営に関する事項 第2章　施設運営に関する要件 第3節　市による周辺環境モニタリング実施			60	貴市が実施される周辺環境モニタリングに関し、運営事業者が実施する「全面的な」協力とは、どのような内容でしょうか。ご教示願います。	内容は今後検討します。
300	焼却施設	第3部　運営に関する事項 第2章　施設運営に関する要件 第2節　環境影響管理	2.4監視強化後の対応		60	「要監視基準を逸脱した原因と責任の究明」とありますが、要監視基準段階では責任の追及は不要ではないでしょうか。	募集要項の契約書案に示します。